

平成16年4月20日

各都道府県知事 殿

総 務 事 務 次 官

平成16年度地方財政の運営について

平成16年度の地方財政については、政府としては、地方財政の重要性にかんがみ、その運営に支障が生じることのないよう所要の対策を講じることとし、「平成16年度地方財政計画」（平成16年2月6日閣議決定、別紙1及び別紙2）及び「平成16年度地方債計画」（平成15年12月24日決定、別紙3）を策定し、また、第159回国会において3月26日に「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年法律第17号）及び「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第18号）が成立し、同月31日に公布され、同じく3月26日に「所得譲与税法」（平成16年法律第26号）が成立し、4月1日に公布され、それぞれ施行されたところです。

平成16年度の地方財政は、減税に伴う影響に加えて、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが見込めない一方で、公債費が依然高水準であること、交付税特別会計借入金償還が開始される予定であることなどにより、平成8年度以降9年連続して、「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項の規定に該当する財源不足が生じるという深刻な事態に直面しました。

また、地方財政は、我が国経済の厳しい状況を反映して、地方税収等が低迷する一方で、数次の景気対策による公共事業の追加や、減税の実施等により、借入金残高が急増しており、平成16年度末においては、地方債（普通会計債）残高が142兆円、これに交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）の借入金残高及び普通会計でその償還財源を負担することとなる公営企業債残高を加えると、借入金の総額は204兆円に達する見込みとなっています。今後、その元利償還が財政を圧迫する要因となることなどから、地方財政は、構造的にみて、極めて厳しい状況にあります。

さらに、我が国の景気は、依然厳しい状況にある中、民間需要主導の持続的な経済成長の実現を図るため、これまでの改革の成果を更に浸透させつつ、構造改革の取組を加速・拡大していくことが必要であり、デフレ克服を目指しながら、構造改革を一体的かつ整合的に推進することが求められています。

このような状況の下で、地方団体が、国民の要請に応えてその機能を適切に果たしていくためには、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努めつつ、地方分権を推進し、地方団体の創造性・自律性を高め、積極的な施策の展開が可能となるよう地方税財源の充実確保を図っていく必要があります。

平成16年度の地方財政運営に当たっては、このような極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、税収入の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める一方、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することとして、下記事項に十分留意の上、経済の動向に即応した機動的・弾力的な運営にも配慮し、節度ある財政運営を行うよう通知します。

なお、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願いいたします。

## 記

### 第一 財政運営の基本的事項

#### 1 平成16年度の経済財政運営と国の予算

(1) 「平成16年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成16年1月19日閣議決定）においては、平成16年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度は次のとおりとされている。

ア 「改革なくして成長なし」、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」という理念の下、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（以下「基本方針2003」という。）に基づき、デフレ克服を目指しながら、規制、金融、税制及び歳出の各分野にわたる構造改革を一体的かつ総合的に推進し、創造的な企業活動の促進や地方経済の活性化等を通じた民間需要主導の持続的な経済成長を目指すこととし、また、日本銀行と一体となって、金融・資本市場の安定及びできる限り早期のプラスの物価上昇率実現に向け、引き続き、強力かつ総合的な取組を実施すること。なお、今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行うこと。

イ また、このような経済財政運営の下、平成16年度は、世界経済の回復が続く中で、生産や設備投資の緩やかな増加が続き、こうした企業部門の動きにより雇用・所得環境も厳しいながらも持ち直しに向かい、家計部門にも徐々に明るさが及んでいくことが期待されることから、我が国経済は、引き続き民需中心の緩やかな回復過程を辿るものと見込まれ、平成16年度の国内総生産は、500.6兆円程度、名目成長率は0.5%程度、実質成長率は1.8%程度となるものと見込まれていること。

なお、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられるので、各地方団体においては、経済動向を十分踏まえて適切な財政運営を行うよう配慮されたい。

(2) 平成16年度の国の予算及び財政投融资計画は、次のような基本的考え方により、編成された。

ア 平成16年度予算編成に当たっては、これまでの「改革断行予算」という基本路線を継続し、構造改革を一層推進し、活力ある経済社会と持続的な財政構造の構築を図るため、歳出全体にわたる徹底的な見直しを行い、歳出改革を一層推進することとし、一般会計歳出及び一般歳出について実質的に平成15年度の水準以下に抑制するとともに、特別会計については、各特別会計の性格及び予算執行の状況等を踏まえ、事務・事業の見直しを行い歳出の効率化・合理化を図ること。

また、予算の配分に当たっては、歳出構造改革を推進するとの基本的考え方を踏まえ、活力ある経済社会の実現に向けた次の4分野に予算の重点的かつ効率的な配分を行うこと。

(ア) 人間力の向上・発揮 - 教育・文化、科学技術、IT

(イ) 個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方

(ウ) 公平で安心な高齢化社会・少子化対策

(I) 循環型社会の構築・地球環境問題への対応

イ 予算配分の重点化・効率化を行うため、一般歳出を「公共投資関係費」、「義務的経費」、「裁量的経費」に区分し、公共投資関係費については、その総額を対前年度マイナス3%の範囲内に抑制すること、義務的経費については、自然増を放置することなく、歳出の抑制を図ること、裁量的経費については、その総額を対前年度マイナス2%の範囲内に縮減（科学技術振興費に相当する額を除く。）すること。その際、政策評価等の結果を一層活用するとともに、予算全体について、物価動向に加え、行政サービスの簡素化・効率化を織り込み、単価を引き下げること。

ウ 平成16年度財政投融资計画については、財政投融资制度改革の趣旨を踏まえ、中小企業対策などセーフティネットの構築等真に政策的に必要と考えられ

る資金需要には的確に対応すること。また、そうした中で、地方分権を推進する観点からも、地方公共団体ごとの資金調達能力に配慮しつつ、地方債計画における政府資金等の公的資金の見直し・縮減を図ること。

エ 予算手法のイノベーションに取り組むこととし、「モデル事業」を試行的に導入するとともに、政策目標の実現に向け、制度改革、規制改革等と予算措置を組み合わせる「政策群」に取り組み、その成果を今後の予算編成にも活用すること。

オ 「聖域なき構造改革」の考え方の下、簡素で効率的な行政システムを確立するため、時代の要請に即応して行政の役割を見直し、行政組織等の減量・効率化や特殊法人等改革など行政の構造改革を推進すること。

カ 税制については、持続的な経済社会の活性化を目指し、将来にわたる国民の安心を確保するための「あるべき税制」の構築に向けた検討を、引き続き進めること。

(3) また、「平成16年度予算編成の基本方針」（平成15年12月5日閣議決定）においては、地方財政について、以下の方針が示されている。

ア 国と地方に関する「三位一体の改革」を推進する。それにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図る。

イ 国の歳出の徹底的な見直しと歩調を合わせつつ、民間委託の推進など国・地方を通じた事務事業の在り方を見直しや、国庫補助負担金の廃止・縮減による補助事業の抑制を行うとともに、定員の計画的削減等による給与関係経費の抑制や、地方単独事業の抑制などの措置を講じることにより、地方財政計画の歳出を徹底的に見直す。こうした取組により、「構造改革と経済財政の中期展望」（平成14年1月25日閣議決定、以下「改革と展望」という。）の期間（平

成 1 8 年度まで)を通じて、地方財政計画の規模の抑制に努める。

ウ 「三位一体の改革」については、「改革と展望」の期間中(平成 1 8 年度まで)に国庫補助負担金について概ね 4 兆円程度を目途に廃止・縮減等の改革を行い、地方交付税の財源保障機能全般を見直して縮小するとともに、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについて、基幹税の充実を基本に税源移譲を行うこととしており、経済財政諮問会議を中心に議論を進め、「基本方針 2 0 0 3」を踏まえ、これらの改革工程を早期に具体化するよう取り組む。平成 1 6 年度予算においても、平成 1 5 年度予算における取組の上に立って、今後 3 年間の取組の初年度にふさわしい成果を上げるよう、政府一丸となって以下に取り組む。

(ア) 国庫補助負担金については、「国庫補助負担金等整理合理化方針」の下、「重点項目」をはじめとして広範な検討を進め、1 兆円を目指して廃止・縮減等を行う。

(イ) 同時に、地方交付税の改革に着手する。上記イの地方歳出の見直し方針を踏まえ、地方財政計画規模の抑制を図ることにより、財源不足額の圧縮を通じて地方交付税総額の抑制に努め、その財源保障機能の縮小を図る。また、引き続き、事業費補正及び段階補正など交付税の算定方法の見直しを図る。

(ウ) 税源移譲を含む税源配分の見直しについては、こうした国庫補助負担金や地方交付税の改革と併せて、その具体化を図ることとし、税制調査会においても検討を行う。

(4) このような方針に基づいて編成された平成 1 6 年度の一般会計予算の規模は、8 2 兆 1 , 1 0 9 億円(前年度比 3 , 2 1 8 億円、0 . 4 % 増)で、一般歳出は、4 7 兆 6 , 3 2 0 億円(前年度比 3 9 8 億円、0 . 1 % 増)となっている。

また、財政投融资計画の規模は、2 0 兆 4 , 8 9 4 億円(前年度比 2 兆 9 , 2 2 1 億円、1 2 . 5 % 減)となっている。

## 2 平成16年度の地方財政対策

平成16年度においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、「基本方針2003」に沿って、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、当面の重要課題である人間力の向上・発揮（教育・文化、科学技術、IT）、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、地方財政計画を策定した。

この結果、平成16年度の地方財政計画の規模は、歳入歳出とも84兆6,669億円で、前年度に比し、1.8%の減となっている。

平成16年度の地方財政対策の概要は、次のとおりである。

(1) 地方税制改正においては、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、所得譲与税の創設、個人住民税均等割の見直し、商業地等における固定資産税及び都市計画税の条例減額制度の創設、課税自主権の拡大その他の所要の措置を講じることとしたこと。

特に「三位一体の改革」に関して、平成18年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することとするとともに、それまでの間の暫定措置として、平成16年度において、所得税の税収の一部を、用途を限定しない一般財源として地方へ譲与する所得譲与税を創設し、人口により都道府県及び市町村（特別区を含む。）へ譲与することとしていること。

(2) 地方財政の運営に支障が生じることのないようにするため、平成16年度の地方財源の不足見込額に対し、次の措置を講じることとしたこと。

ア 通常収支に係る地方財政対策

平成16年度においては、経費全般について徹底した節減合理化に努めたが、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが見込めない一方で、公債費が依然高水準であること、交付税特別会計借入金の償還が開始される予定であることなどにより、1兆2,530億円の財源不足が生じ、平成8年度以降9年連続して、「地方交付税法」第6条の3第2項の規定に該当する財源不足を生じることとなったこと。

このため、平成16年度の地方財政対策においては、平成16年度から平成18年度までの間においては、この間に予定されている交付税特別会計借入金の償還を平成22年度以降に繰り延べることとした上で、なお生ずる財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余について、平成15年度と同様、引き続き国と地方が折半して補てんすることとしたこと。この場合において、国負担分については、国の一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）により、地方負担分については、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じることとするとともに、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとし、これらの措置を「地方交付税法」第6条の3第2項の制度改正として講じ、所要の法改正を行うこととしたこと。

なお、既往の臨時財政対策債の利払い（2,204億円）及び平成14年度補正予算（第1号）に係る地方財政措置において臨時財政対策債に代わるものとして措置することとした交付税特別会計借入金の元利償還（825億円）に起因する地方負担の財源不足額3,029億円については、臨時財政対策債の発行により対処することとしたこと。

以上の考え方に基づき、平成16年度においては、予定されていた交付税特別会計借入金の償還2兆807億円（うち国負担分1兆938億円、地方負担分9,869億円）を繰り延べることとした上で、なお生ずる財源不足10兆



1,723億円について、一般公共事業債等の充当率の臨時的引上げ等による建設地方債（財源対策債）の増発により1兆8,000億円を補てんするとともに、平成15年度以前の地方財政対策に基づき「地方交付税法」の定めるところにより平成16年度に加算することとされていた額等（以下「既往法定分等」という。）2,942億円を交付税特別会計に繰り入れることとした上で、これらを除く8兆781億円から、地方が負担する臨時財政対策債の利払い等に係る臨時財政対策債の発行額3,029億円を差し引いた7兆7,752億円について、国と地方が折半（それぞれ3兆8,876億円）してそれぞれ補てん措置を講じることとしたこと。なお、その他の留意点は以下のとおりであること。

(ア) 国の一般会計からの既往法定分等の加算額2,942億円の内訳は、「地方交付税法」附則第4条の2第2項（通常収支に係る国負担借入金の利子負担額）に基づく加算額1,685億円、同条第4項（平成15年度において行われた国庫補助負担金の一般財源化に係る国負担借入金の利子負担額）に基づく加算額11億円及び同条第8項（公共事業等臨時特例債の利子負担額等）に基づく加算額1,246億円であること。

(イ) 平成16年度における臨時財政対策債の発行額は、地方負担分3兆8,876億円に、地方が負担する臨時財政対策債の利払い等に係る発行額3,029億円を加えた4兆1,905億円とすることとしたこと。

#### イ 恒久的な減税に伴う地方財政への影響とその補てん対策

将来、税制の抜本的な見直し等が行われるまでの当分の間の措置として、恒久的な減税が実施されているが、これに伴い生じる平成16年度の地方財政への影響額3兆3,296億円について次の措置を講じ、地方財政の運営上支障が生じないように対処することとしたこと。

(ア) 恒久的な減税の実施による地方税の減収の補てん

恒久的な減税の実施による平成16年度の地方税の減収1兆7,991億

円については、次の措置により補てんすることとしたこと。

a たばこ税の一部の地方への移譲

国のたばこ税の一部を地方へ移譲したことによって、1,179億円を措置していること。

b 法人税の地方交付税率の引上げ

法人事業税の減税による減収額の交付団体相当分として、法人税の地方交付税率を35.8%に引き上げたことによって、3,575億円を措置していること。

c 地方特例交付金（減税補てん特例交付金（第1種交付金から名称変更））

地方税の減収見込額の4分の3相当額1兆3,493億円から上記a及びbによる補てん額の合計額4,754億円を控除した額8,739億円については、地方特例交付金（減税補てん特例交付金）により補てんすることとしたこと。

d 減税補てん債

地方税の減収見込額の4分の1相当額4,498億円については、「地方財政法」第5条の特例として減税補てん債の発行により補てんすることとしたこと。

なお、その元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとしたこと。

(イ) 恒久的な減税の実施による地方交付税への影響額の補てん

恒久的な減税の実施による平成16年度分の地方交付税への影響額1兆5,305億円のうち、平成16年度に新たに発生する地方交付税の減収1兆4,271億円に係る補てん措置については、国と地方が折半して負担することとしたこと。

このうち国負担分については、交付税特別会計借入金により措置し、平成22年度以降10年間で償還することとし、当該借入金の償還に必要な財源

については、法律の定めるところにより、平成 22 年度以降の各年度において一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとするほか、当該借入金の利子相当額についても、法律の定めるところにより、その発生年度において、一般会計から繰り入れることとしたこと。

地方負担分については、交付税特別会計借入金により措置することとし、平成 22 年度以降 10 年間で償還することとしたこと。

また、平成 16 年度におけるこれらの交付税特別会計借入金に係る利子相当額のうち、国負担分 508 億円については一般会計からの繰入れにより、地方負担分 526 億円については交付税特別会計借入金により措置することとしたこと。

なお、これらの新たな交付税特別会計借入金については、引き続き、民間金融機関からの借入により資金の円滑な調達を図ることとしているが、現下の短期金融市場の情勢等にかんがみ、今後その借入残高を増嵩させないための具体的方策を検討することとしたこと。

#### ウ 平成 15 年度税制改正における先行減税に伴う地方財政への影響とその補てん対策

平成 15 年度税制改正において実施することとされた先行減税に伴う平成 16 年度の地方財政への影響額 6,479 億円については、次の措置を講じ、地方財政の運営上支障が生じないように対処することとしたこと。

(ア) 先行減税に伴う平成 16 年度の地方税の減収 3,521 億円については、「地方財政法」第 5 条の特例として減税補てん債の発行により補てんし、後年度における地方税の増収により償還することとしたこと。

なお、その元利償還金については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとしたこと。

(ウ) 先行減税に伴う平成 16 年度の地方交付税の減収 2,958 億円については、交付税特別会計借入金（地方負担）により補てんし、後年度における地

方交付税原資の増収により償還することとしたこと。

## エ 国庫補助負担金の見直しに伴う財源措置

「基本方針2003」に従い、平成16年度予算においては、地方団体に対する国庫補助負担金について1兆円規模の廃止・縮減等を行うこととしたこと。

そのうち、その対象事業を引き続き地方が主体となって実施する必要がある別紙4に掲げる国庫補助負担金については一般財源化することとし、次の措置を講じることとしたこと。

### (ア) 国庫補助負担金の一般財源化に伴う財源措置

児童保護費等負担金のうち公立保育所運営費分(1,661億円)、介護保険事務費交付金(305億円)、軽費老人ホーム事務費補助金(167億円)など、その対象事業を引き続き地方が主体となって実施する必要がある国庫補助負担金(計2,440億円)については、平成16年度から一般財源化することとし、所要の事業費について、その全額を地方財政計画に計上するとともに、地方交付税の基準財政需要額に算入することとしたこと。

また、この国庫補助負担金の一般財源化に伴う所要財源(2,440億円)のうち、配偶者特別控除(上乘せ分)の廃止に伴う増収により対応することとした市町村事務取扱交付金(児童手当)(87億円)を除いた額(2,353億円)について、税源移譲対象額として精査した額(2,198億円)を所得譲与税として税源移譲することとしたこと。

さらに、平成15年度に三位一体の改革の「芽出し」として行われた国庫補助負担金の一般財源化に伴う影響額(2,344億円)については、平成16年度における所要の事業費の全額を地方財政計画に計上するとともに、地方交付税の基準財政需要額に算入することとし、国負担とされた額(2,051億円)について、あわせて所得譲与税として税源移譲することとしたこと。これに伴い、平成15年度に講じた国庫補助負担金の一般財源化に伴う財源措置は廃止することとしたこと。

なお、所得譲与税については、平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することとしたことを踏まえ、それまでの間の暫定措置として創設することとしたものであること。

(1) 義務教育費国庫負担金等（退職手当・児童手当）の暫定的な一般財源化に伴う財源措置

義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金のうち退職手当及び児童手当に係る部分（2,309億円）については、今後、その所要額が大きく増加することが見込まれること等から、暫定的に一般財源化を行うこととし、税源移譲予定特例交付金を設け、税源移譲までの各年度の退職手当等の支給に必要な額を確保し、地方の財政運営に支障が生じないよう財源措置を講じることとしたこと（平成16年度交付額2,309億円）。

なお、義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ平成18年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行うこととされており、税源移譲予定特例交付金に係る税源移譲については国庫負担金全額の一般財源化の検討等も踏まえつつ判断することとしていること。

なお、今回の予算編成過程で、その見直しが議論となった生活保護費負担金については、給付の在り方、国と地方の役割分担等について地方団体関係者等と協議しつつ検討を行い、その結果に基づいて平成17年度に所要の措置を講じることとしていること。

平成16年度における「三位一体の改革」の全体像については、別紙5を参照されたい。

(3) 平成16年度の地方交付税については、前記(2)の結果、16兆8,861億円、前年度に比し6.5%の減となっていること。

なお、地方交付税の総額に臨時財政対策債の発行可能額を加えた額は、21兆

766億円で前年度に比し12.0%の減となっているが、法令により義務づけられた事務に要する財源等地方団体が真に必要とする財源は確保し、地方財政の運営に支障が生じないようにしていること。

また、平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等2,981億円については法律の定めるところにより、平成17年度以降の地方交付税の総額に加算することとしたこと。

(4) 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、極めて厳しい地方財政の状況の下で、その健全性の確保に留意しつつ、地方団体が個性豊かで活力ある地域社会の構築を目指して、それぞれの地域の特性を活かした魅力あふれる地域づくり、ITを活用した住民生活の向上と地域経済の活性化、地域資源の有効活用等による地域再生、災害等に強く安全な地域づくり等の当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして、平成16年度の地方債計画を策定したこと。

その規模は、1兆4,843億円で、前年度に比し1兆2億円、5.4%の減となっていること。

(5) 国民健康保険事業の厳しい財政状況に配慮し、平成13年度に決定された医療制度改革大綱や、平成14年度の健康保険法の改正等を踏まえ、国民健康保険に対して、財政基盤の強化や広域化等のための支援措置を次のとおり講じることとしたこと。

ア 市町村国保の広域化や市町村合併の際の保険料平準化等を無利子貸付等により支援するため、平成14年度及び15年度に引き続き国民健康保険広域化等支援基金(3年間で総額300億円、平成16年度100億円(国1/2,都道府県1/2))を造成することとし、その所要額について地方交付税措置を講じることとしたこと。

イ 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、引き続き、市町村が低所

得者数等に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰り入れを行う際に、当該費用に対し、国及び都道府県がその一部を負担することとし（国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4）、所要額について地方交付税措置を講じることとしたこと。

ウ 高額医療費共同事業については、引き続き、市町村国保の拠出金に対し国及び都道府県においてその一部を負担することとし（国 1 / 4、都道府県 1 / 4、市町村国保 1 / 2）、所要額について地方交付税措置を講じることとしたこと。

エ 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計からの繰出しについて、引き続き所要の地方交付税措置（1,000億円）を講じることとしたこと。

オ 以上のほか、医療制度改革の一環として、健康寿命の延長・生活の質の向上を目標とした健康づくりや疾病予防を推進するため、地方団体における取組に対して、引き続き地方交付税措置を講じることとしたこと。

また、介護予防事業や老人保健事業等の推進を図るため、地方財政計画上、引き続き所要の職員（保健師）の増員を行うこととしたこと。

(6) 地方団体の公債費負担の軽減を図るため、普通会計における高利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置、一定の公営企業金融公庫資金の借換え措置を引き続き次のとおり講じることとしたこと。

ア 普通会計における高利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置は、

(ア) 平成 14 年度の起債制限比率（3 か年平均）が全国平均（都道府県 12 . 4 %、市町村 10 . 9 %）以上

(イ) 平成 14 年度の経常収支比率が全国平均（都道府県 93 . 5 %、市町村 87 . 4 %）以上

(ウ) 平成 14 年度の財政力指数（3 か年平均）が全国平均（都道府県 0 . 41、市町村 0 . 41）以下

のいずれかに該当する地方団体について対象とし、利率 7 . 0 % 以上の地方債

について、利率5.0%を超える部分に対し講じることとしたこと。

イ 公営企業借換債については、資本費負担が著しく高い一定の地方公営企業について対象とし、地方債計画に1,100億円計上したこと。

また、公債費負担が重く、自主的に公債費負担適正化計画を策定した市町村に対しては、引き続き同計画の対象とされた地方債の利子等の一部に対し所要の地方財政措置を講じることとしたこと。

### 3 平成16年度の財政運営の基本的考え方

地方団体においては、平成16年度末の借入金残高が204兆円と見込まれるなど極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、国・地方を通じ、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより歳出総額の抑制と重点化を進め、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務である。

また、それぞれの地域経済の状況を踏まえ、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、循環型社会の構築・地球環境問題への対応、少子・高齢化対策等の地域の課題に重点的に取り組み、住民福祉の向上に努めるべきである。

平成16年度の地方財政運営に当たっては、以上のことを踏まえ、各地方団体においては、それぞれの歳出をその構造にまで踏み込んで厳しく見直し、財政健全化について、一層の努力を図る必要がある。あわせて、税収入の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める一方、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することとして、節度ある財政運営に努められたい。

### 4 市町村合併及び行政改革の推進

#### (1) 市町村の合併の推進

地方分権が実行の段階を迎え、住民に身近な総合的な行政サービスを提供する市町村の役割がますます重要なものとなる中で、市町村の行政サービスを維持し、向上させるとともに、行政としての規模の拡大や効率化を図る視点から、「市町



村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号、以下「合併特例法」という。）の期限である平成17年3月までに十分な成果が挙げられるよう、市町村合併をより一層積極的に推進することが必要となっている。

このような中、6割を超える1,893市町村が、536の法定協議会に参加するなど（平成16年4月14日現在）、市町村合併の取組は急速に進展しているが、都道府県によりばらつきが見られるところであり、合併特例法の期限まで1年を切っているため、速やかに法定協議会における協議が円滑に行われ、できる限り市町村合併の成果を挙げることが急務となっている。

このため、市町村合併の実現に向けた地域住民の合意の形成等を図るための広報・啓発事業を引き続き行うこととしているほか、政府の市町村合併支援本部により決定された「市町村合併支援プラン」においても、地方財政措置の拡充、公共事業の優先採択・重点投資、合併に際しての各種障害除去対策等、合併に関する関係省庁の連携支援策を盛り込んでいるところであり、この支援プランに基づく各種支援等の活用を図りたい。

特に地域の実情を熟知した広域的な団体である都道府県の果たす役割は極めて重要であり、合併支援本部の設置、合併重点支援地域の指定、都道府県支援プランの策定・拡充等により、市町村合併をより一層強力に推進されたい。

なお、通常国会に提出中の「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案」において、平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併を行ったものについては、現行の合併特例法の規定を適用することとしている。

## (2) 行政改革の推進

我が国の行財政を取り巻く環境は、国・地方ともに極めて厳しい状況にあり、地方分権や住民ニーズの高度化・多様化等に適切に対処するため、地方団体が徹底した行政改革に取り組むことが強く期待されている。

各地方団体においては、住民の理解と協力の下、独自の工夫を加えつつ、事務

事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託等の推進、市町村合併の推進など行財政運営全般にわたる改革を引き続き積極的かつ計画的に推進されたい。なお、地方団体全体の取組状況や先進的な取組事例については、総務省のホームページ等により、紹介しているので、参考とされたい。

また、行政改革の推進に当たっては、市町村合併の推進、地方公社等（第三セクターを含む。以下同じ。）の見直し、補助金等の整理合理化等別途本通知で取り上げている事項のほか、次の事項にも改めて留意の上、積極的な取組を進められたい。

ア 行政改革大綱の見直しは、できる限り早い時期に行うよう要請していたところであるが、市町村においていまだ見直ししていない団体が見られるので、それらの団体においては早期に行政改革大綱の見直しを行われたいこと。

また、行政改革大綱を見直した団体であっても、定員管理等の数値目標を設定していない団体については、数値目標を設定するよう行政改革大綱の充実を図られたいこと。

さらに、数値目標の内容や行政改革の推進状況等を積極的に住民に広報し、住民の一層の理解と協力の下で行政改革を推進されたいこと。

イ 行政の責任領域を改めて見直し、事務事業の必要性や効果等を十分に検討するとともに、事務事業が総合的に実施されるよう努められたいこと。

ウ 行政運営の効率化、住民サービスの一層の向上のため、事務事業のうち民間委託等により実施することが適当なものについては、地域の実情に応じて民間委託等を推進するなど、事務事業のアウトソーシングも視野に入れた行政体制の整備にも配慮されたいこと。

特に、「地域再生推進のための基本指針」（平成15年12月19日地域再生本部決定）や「地方公共団体における事務の外部委託の実施状況の調査結果等を踏まえた民間委託等の推進の観点からの事務事業の総合的点検について」

(平成16年3月25日総務省自治行政局長通知)などを踏まえ、各地方団体においても更に積極的かつ計画的に民間委託等に取り組みたいこと。

また、設計業務について民間委託等を実施する場合には、その審査体制の確保に努められたいこと。

エ 組織・機構全般について、新たな行政課題等に即応した施策を総合的・機能的に展開できるよう見直しを行うとともに、事務事業を円滑に遂行できる簡素で効率的なものとされたいこと。

オ 定員管理については、数値目標を掲げた定員適正化計画の着実な実行、状況の変化に応じたその積極的な見直しを行い、新たな行政需要に対しても原則として職員の配置転換によって対処し、極力定員の縮減を行うとともに、増員を抑制されたいこと。

カ 住民の理解と協力の下に定員管理及び給与の適正化を推進するため、定員管理及び給与の状況について公表すること。その際、住民の理解が得られるよう工夫を講じつつ、積極的に広報を行うこと。

なお、定員・給与の状況の公表をいまだに行っていない市町村については、早急に行うようにされたいこと。

キ 地方公務員の給料及び手当等については違法又は不適正な支出を行うべきでないことは言うまでもなく、不適正な給与水準や国の基準を上回る退職手当、制度の趣旨に合致しない特殊勤務手当等給与制度及びその運用が適正を欠く地方団体にあっては速やかに是正措置を講じられたいこと。

ク 職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成に関する基本方針の策定等総合的な人材育成に努められたいこと。

なお、自己啓発に対する支援、職場研修の推進、市町村が民間・都道府県と共同で実施する管理職者に対する高度・専門的な研修、都道府県が行う市町村職員の研修及び首長のトップセミナーなどへの参加に対しては引き続き地方財政措置を講じることとしていること。

さらに、分権化社会に向けた公務の能率的運営を推進するため、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に向けた検討や試行に取り組むなど所要の準備を進められたいこと。

ケ 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）の趣旨にのっとり、情報公開制度の整備を進めるほか、行政手続の整備、監査委員制度の適正な運用や外部監査制度の積極的な活用を図るなど行政運営の公正の確保と透明性の向上に努められたいこと。

コ 「民間と競合する公的施設の改革について」（平成12年5月26日閣議決定）に基づき、国においては、国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設（会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これらに準ずる施設で、特殊会社及び民営化が決定された法人が設置するものを除く。）について、施設の新設及び増築は禁止すること等とされ、地方団体においても、この措置に準じて措置するよう要請されているところであり、「民間と競合する公的施設の改革について」（平成12年6月9日付け自治事務次官通知）に基づき、厳正に対処されたいこと。

サ 公共施設については、既存施設の有効活用を図ることを基本とするとともに、利用見込みや維持管理経費等を総合的に検討し、必要に応じて広域的な調整を行う等により、施設整備の重点化を図られたいこと。

また、人材の研修、情報の交流、他施設との連携、広域的な利用の促進、管理経費の節減等の効果的・効率的な施設運営とともに、多角的な利用の促進等による使用料収入の確保にも配意されたいこと。

シ 地方分権の推進に対応して、地域独自の工夫を活かして、行財政運営の簡素効率化、総合化等に取り組むとともに、いわゆる電子自治体の実現を図るなど行政の情報化をより一層進め、効率的な事務事業の実施と住民サービスの向上に努められたいこと。

なお、行政の情報化を進めるに当たっては、個人情報保護条例を整備する等、

個人情報保護に十分留意するとともに、「個人情報保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）等にも十分配慮されたいこと。

ス 公共工事については、「公共工事コスト縮減に対する取組について」（平成12年9月1日付け自治事務次官通知）及び「公共工事コスト構造改革に対する取組について」（平成15年10月24日付け総務事務次官通知）に基づき、引き続きコスト縮減に積極的に取り組まされたいこと。

セ 行政評価システム及びパブリックコメント制度の導入など、新たな行政改革手法についても、積極的に取り組まされたいこと。

ソ PFI事業は、効率的かつ効果的に公共施設を整備し、質の高い公共サービスを提供する上で有効な手法であるので、「地方公共団体におけるPFI事業について」（平成12年3月29日付け自治事務次官通知）及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年3月29日付け自治省財政局長通知）を参考として、その積極的な活用に努められたいこと。

タ 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」（平成13年法律第120号）に基づき、住民票の写しや納税証明書の交付等の事務を郵便局において取り扱うことができることとなっているが、平成16年度からは、納税証明書に固定資産税台帳記載事項に係る証明書を含むこととしているので、住民の利便の増進を図るとともに、地方団体の組織及び運営の合理化に資するため、本制度の活用に努められたいこと。

チ 公の施設の管理については、「地方自治法の一部を改正する法律」（平成15年法律第81号）により、法人その他の団体であって議会の議決を経て指定する者に当該管理を行わせることができるものとする「指定管理者制度」が導入され、平成15年9月2日から施行されたところである。今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民

間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としたものであるので、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成15年7月17日付け総務省自治行政局長通知）に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

また、あわせて普通地方公共団体の内部組織について、都道府県の局部数の法定制を廃止等したところであるが、内部組織の編成に当たっては、その事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮するものであること。

ツ 地域における効率的な行政サービスの提供等を実現するために地方独立行政法人の制度を設け、その運営の基本その他の制度の基本となる事項を定める「地方独立行政法人法」（平成15年法律第118号）等が平成16年4月1日より施行されたところであり、その適切な活用を検討されたいこと。

## 5 財政の健全化の推進等

地方団体においては、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、簡素で効率的な行政システムを確立するため、次の事項に留意の上、財政健全化に努められたい。

また、都道府県においては、当該都道府県内の市町村の財政運営に関する総合的な調査等を通じて、行財政運営の適正合理化、財政構造の改善、適正な財務の処理等市町村の財政運営全般についての的確な助言を行うなど適切に対処されたい。

(1) 公営企業会計や地方公社等の状況を含め、自らの財政状況を全体としての的確に把握し、総合的な行財政運営に努めるとともに、予算及び決算等の財政状況の公表に当たっては、できる限り住民の理解が得られやすいような工夫を講じつつ、各団体の財政状況が総合的に把握できるような情報について積極的に広報を行いながら、住民の一層の理解と協力の下で財政の健全化を推進されたいこと。

なお、財政状況の公表に当たっては、各地方団体において資産及び負債の状況等を総合的に把握できるよう、バランスシート及び行政コスト計算書の活用等も含め、適切に対処されたいこと。

(2) 各地方団体においては、自らの財政状況を分析し、事務事業の見直し、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政健全化のための計画を策定するなど、自主的かつ主体的に財政構造の改善を図られたいこと。

なお、行政改革大綱等に基づき数値目標等を設定、公表して行政改革や財政健全化に取り組んでいる地方団体について、当該数値目標等により、将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、充当率の引上げ等による財政健全化債を引き続き発行できることとし、地方財政法第5条の範囲内での充当事業の拡大及び発行可能額の拡大を行うこととしているので、中長期的な観点に立った適切な財政運営の確保に十分配慮した上、活用を図られたいこと。

(3) 事務事業の選択に当たっては、行政が真に責任を持つべき分野を的確に見極め国庫補助負担事業を含め地域の実情に即してその緊急度を十分検討し、さらに将来の財政負担についても配慮して、財源の重点的・効率的配分に徹することとされたいこと。

(4) 歳出の中で大きな比重を占める人件費、公債費をはじめとする義務的経費の動向に十分に配慮して、中長期的な視点に立った計画的な財政運営を行い、財政の健全化及びその弾力性の確保に努められたいこと。

また、地方団体の基金については、その規模や管理などについて十分検討を行った上で、それぞれの基金の設置の趣旨に即して、適正な管理・運用に努められたいこと。

(5) 債務負担行為の設定に当たっては、将来の財政への影響を十分に考慮して、過大な負担が生ずることのないよう、慎重に行われたいこと。

また、本来地方団体自らの責務とすべきものについて、債務負担行為を設定することにより、地方公社等に肩代わりさせ、負担を先送りさせるような事例が見受けられるが、このようなことは厳に慎まれたいこと。

(6) 国と地方団体間、地方団体相互間等における財政秩序は、これを厳に保持する必要があり、各地方団体においては、次の事項に留意しつつ、引き続き財政秩序

の維持・確立に努められたいこと。

ア 国及び公社等に対し施設又は用地を無償で提供する等の事例が見受けられるが、「地方財政再建促進特別措置法」（昭和30年法律第195号。以下「再建法」という。）第24条第2項の規定に反することのないよう適正に対処されたいこと。

なお、「再建法」第24条第2項ただし書の規定により、地方団体が国又は公社等に対し寄附金等を支出しようとする場合は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならないものであること。

また、平成14年11月1日から、国立大学等が地方団体の要請に基づいて行う地域における産業の振興等に寄与する研究開発等の実施に要する経費を、一定の要件のもとで地方団体が負担することを可能としたところであり、「地方財政再建促進特別措置法施行令の一部を改正する政令の運用上の留意事項について」（平成14年11月1日付け自治財政局財務調査課長通知）等により、適切に対処されたいこと。

イ 宅地開発又は住宅建設に伴い、宅地開発指導要綱等に基づき関連公共公益施設の整備等に関して開発事業者から受けている寄附金等の内容及び取扱いについては、その適正化に努めるよう従来から要請を行ってきたところであるが、関係地方団体においては、なお一層その適正化に努められたいこと。

この場合、当該寄附金等の目的及び用途を明確化するとともに、公共公益施設の整備計画との整合性、関連公共公益施設整備に係る各種の財政措置の活用、当該開発事業による受益と負担の程度等について総合的に検討することにより、適宜寄附金等の見直しを行われたいこと。

また、当該寄附金等については、基金の設置その他適切な方法により、その収支の内容の明確化を図られたいこと。

(7) 地方公営企業については、公的サービスの供給方法の多様化や規制緩和の進展など社会経済情勢の著しい変化や厳しい経営環境の下におかれており、「地方公



営企業の経営の総点検について」(平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知)を踏まえ、地方公営企業の経営の総点検を行い、さらなる経営改革を推進されたいこと。

(8) 公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、近年、経営状況が著しく悪化し、収益率が低下しているところであるので、各施行団体にとっては、魅力の向上による売上げの増加を図り、開催経費の削減等による経営の合理化を徹底するほか、必要に応じ、今後の事業の在り方についても検討を行うこと。

なお、引き続き、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に経営改善に取り組もうとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や機械導入等に伴い一時的に増加する経費について、地方債を充当できることとしており、必要に応じてこの措置を活用し、積極的に経営の合理化に取り組まされたいこと。

また、公営競技収益金については、地域的並びに全国的な均てん化が必要であり、引き続きその推進に努められたいこと。

## 6 公金預金の適正な管理・運用

当座預金及び普通預金等の流動性預金については、平成17年3月までは全額保護することとされているが、同年4月からは、流動性預金について、全額保護される決済用預金とそうでないものに分かれることとされているので、十分留意されたいこと。具体的には、指定金融機関による歳計現金を決済用預金として管理する場合には全額保護されることになり、また、収納代理金融機関から指定金融機関までの収納金の移転途上にある公金については、仕掛かり中の決済資金として決済用預金とみなして全額保護されることとなっている。

地方公共団体の公金預金の管理・運用に関しては、以上の点に留意し、取引金融機関の経営状況など必要な情報の収集に努めるとともに、あらかじめ資金の管理運用等に係る方針を明確にしておくなど、適切に対処されたい。

## 7 公共工事の入札及び契約手続の適正化

公共工事の入札及び契約手続については、地方団体において、これまでの改善の取組を引き続き推進しつつ、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）により公表や通知が義務付けられている事項（指名競争入札基準の公表、談合と疑うに足りる事実の公正取引委員会への通知等）について、早期に完全実施するとともに、同法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）に従い、必要な措置を講じるよう努められたい。

また、一般競争入札の適切な実施や多様な入札・契約方式の推進、電子入札の導入等については、「e-Japan重点計画-2003」（平成15年8月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定）、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成15年10月31日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知）及び「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）において、その必要性が指摘されているところであり、これらの趣旨を十分に踏まえ、適切に対処されたい。

## 8 地域社会の振興

各地方団体においては、次の事項に留意の上、それぞれの地域の特色を活かしつつ、地域の自立や活性化につながる基盤整備、生活関連社会資本の整備、災害に強い安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実等に努められたい。

(1) 投資的経費に係る地方単独事業については、「基本方針2003」を踏まえ、逐次、景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準を目安に事業規模の抑制を図ることとし、平成16年度地方財政計画においては、国の予算編成における公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、13兆4,700億円を計上することとしたこと。

この額は、前年度の額に比して9.5%の減となっているが、地方団体の予算編成に当たっては、近年、地方団体の決算額が地方財政計画額を下回っている実

態にあることにも留意の上、地域の実情に即して、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な事業量を確保されたいこと。

また、事業内容については、いわゆる箱物整備を抑制するとともに、地域情報化等の基盤整備への重点化を図ることとし、「地域活性化事業」（６，９００億円）において、地方債及び地方交付税による措置を講じることとしているので、積極的な活用を図られたいこと。

(2) 「地域活性化事業」においては、地域の活性化に向けて、「循環型社会形成事業」、「少子・高齢化対策事業」、「地域資源活用促進事業」、「都市再生事業」及び「地域情報通信基盤整備事業」をメニューとして設けていること。

各メニューにおいては、それぞれ次に例示するような事業について財政措置の対象とすることとしているので、その活用を図られたいこと。

また、公共施設（民間施設は含まない。）への転用に係る既存の施設の増築や改築、大規模な模様替え等のリニューアル事業については、「地域再生推進のためのプログラム」（平成１６年２月２７日地域再生本部決定）に基づく地域再生計画に位置付けられ、地域活性化事業が目的とする喫緊の政策課題の実現を図るための施設への転用については、新たに地域活性化事業債の対象としているので、その活用を図られたいこと。

#### ア 循環型社会形成事業

- ・ 「地域環境保全・創造事業」として、地方団体が率先して取り組む自然再生・地球温暖化対策に係る事業等
- ・ 「国土保全対策」として、森林・農地が果たしている国土保全機能を守るための各種事業、新規就農者・後継者の確保のための事業等

#### イ 少子・高齢化対策事業

- ・ 「子育て支援事業」として、子育て支援の観点から行う公共施設の改善等
- ・ 「共生のまちづくり推進」として、公共施設等のバリアフリー化、保健福祉施設の整備等

#### ウ 地域資源活用促進事業

- ・ 「地域を支える人づくり事業」として、U、J、Iターンの促進等地域を支える人材の確保・定着や育成等に係る基盤整備事業
- ・ 「地域経済新生事業」として、地域の産業・経済基盤の強化と個性ある発展につながる基盤整備事業
- ・ 「地域経済活性化対策」として、地域における資源等を活用した人材の育成、技術力の向上等地域経済発展のための基盤整備事業
- ・ 「農山漁村地域資源活用促進事業」として、農林水産省所管の国庫補助事業と連携し農山漁村地域の総合的振興を図る地方単独事業
- ・ 「地域文化振興対策」として、地方指定文化財等や歴史的建造物・街並みの保存、修復及び周辺整備等
- ・ 「科学技術振興事業」として、地域の振興・地域経済の発展につながる研究開発及び産学官の共同研究・連携強化のための施設整備等の事業等

#### エ 都市再生事業

- ・ 「都市再生関連対策」として、都市再生のために行われる快適な都市環境施設の整備、都市基盤の向上に資する施設の整備等

#### オ 地域情報通信基盤整備事業

- ・ 「地域情報化推進事業」として、地域間格差の是正や活力ある地域社会の形成に資するための、地域公共ネットワーク等の高速・超高速ネットワークインフラの整備、電子自治体業務の共同処理センター機能の整備等

(3) 「地域を支える人づくり事業」として、U、J、Iターンの促進等地域を支える人材の確保・定着や育成等に要する経費に対して引き続き地方交付税措置を講じることとしていること。

(4) 「地域文化振興対策」として、住民の芸術文化活動の支援、創造的で文化的なまちづくり、地域文化財・歴史的遺産の活用による地域おこし等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしていること。

(5) 「科学技術振興対策」については、地域における科学技術の振興に向けた地方団体の自主的かつ戦略的な取組ができるよう、産学官ネットワークの形成や試験研究機関の横断的共同研究の推進などソフト事業に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(6) 「e - J a p a n戦略」(平成15年7月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定)及び「e - J a p a n重点計画 - 2003」(平成15年8月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定)等の趣旨を踏まえ、各地方団体においても、電子自治体の実現をはじめ、地域の情報化に積極的に取り組むことが必要であること。

このような取組を支援するため、「地域情報化推進事業」として、

- ・ 地方団体が行う市内LAN及び必要な職員に対する1人1台パソコンの整備
- ・ 総合行政ネットワーク、住民基本台帳ネットワークシステム及び公的個人認証サービス制度の運営
- ・ 申請・届出、入札、歳入、地方税申告手続等の電子化の推進
- ・ セキュリティポリシー策定やセキュリティ監査、セキュリティ研修等の情報セキュリティ対策

等に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

なお、地域住民の情報リテラシーの向上等、誰もがITを利用できる社会を実現するための取組に要する経費についても、地方交付税措置を講じることとしていること。

(7) 「教育情報化対策」として、平成17年度を目標に、すべての学級のあらゆる授業において教員及び生徒がコンピュータを活用できる環境を整備できるよう、引き続き地方交付税措置を講じるとともに、すべての公立小中高等学校等がインターネットにアクセスするために必要な経費についても引き続き地方交付税措置を講じることとしていること。

(8) 日本育英会において実施されている高校奨学金貸付事業については、「特殊法

人等整理合理化計画」(平成13年12月閣議決定)に基づき、日本育英会が平成16年3月末日をもって廃止されることに伴い、平成17年度から都道府県に事業を移管し実施することとされており、平成16年度から予約採用事務が発生するため、その円滑な実施が可能となるよう、事務処理に要する経費について、平成16年度から地方交付税措置を講じることとしていること。

(9) 「地域再生関連対策」として、アウトソーシング等の促進、地域資源(既存施設等)の再生・有効活用、コミュニティ・サービス事業の活性化及びITを活用した地域通貨の導入・普及に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(10) 「わがまちづくり支援事業」として、住民による話し合いの場づくりやその結果を受けた取組に対する市町村の支援に要する経費について引き続き地方交付税措置を講じることとしていること。

(11) 「地域経済新生事業」として、ベンチャー企業等への支援や販路開拓支援等に要する経費に対して、引き続き地方交付税措置を講じることとしていること。

また、中小企業金融対策については、中小企業等への資金供給の円滑化を図るため、引き続き所要の地方財政措置を講じることとしているので、中小企業等の資金調達に支障が生じないよう適切な対策を講じられたいこと。

(12) 「地域経済活性化対策」として、引き続き、ふるさと融資による支援措置を講じるとともに、新技術の開発支援や貸工場、直販施設等の整備に要する経費に対しても地方財政措置を講じることとしていること。また、日本政策投資銀行の特利融資制度について、一定の要件の下に金利の一部引下げ措置を講じることとしていること。

なお、離島地域及び特別豪雪地帯におけるふるさと融資制度の特例措置(融資比率の引上げ及び融資限度額全体の引上げ)については平成17年3月31日まで延長することとしていること。

(13) 過疎地域については、「過疎地域自立促進特別措置法」(平成12年法律第

15号)の趣旨を踏まえ、主体的努力によって地域の自立促進が実現するよう過疎対策事業の着実な推進に努められたいこと。

また、辺地については、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」(昭和37年法律第88号)の趣旨を踏まえ、辺地対策事業の着実な推進に努められたいこと。

(14)「中心市街地再活性化特別対策事業」として、引き続き、地方団体が計画的、総合的に実施する中心市街地再活性化のための事業に対して、地方債及び地方交付税による措置を講じるとともに、都市再生対策の観点から行う調査・研究等に要する経費に対しても地方交付税措置を講じることとしていること。特に、支援の重点を基本計画の策定から計画の効果的実施に移していくとの観点から、計画に位置付けられた事業の具体化や、既に策定された基本計画の再評価について重点的に支援を行うこととしていること。

(15)「農山漁村地域活性化対策」として、農山漁村地域の生活環境の整備や都市と農山漁村の共生・対流等を促進する地方単独事業や国の施策との連携事業に要する経費に対して所要の地方財政措置を講じることとしていること。

このうち、地方単独事業と国庫補助事業との連携により農山漁村地域の総合的振興を図る「農山漁村地域資源活用促進事業」については、農山漁村と都市の交流促進や地域資源を活かした多様な地域産業の振興等に係る地方単独事業について、地方交付税措置を講じることとしていること。

また、平成16年度から「ふるさと担い手育成対策」として、農林水産業への新規就業を支援するため、地方団体が地域の実情に応じて行う、新規就業希望者に対する本格就業のためのOJT研修等の実施に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(16)「森林・林業振興対策」として、山村地域の基幹的産業である林業・木材産業の振興対策を推進し、また森林の適正管理を図ることにより、地球温暖化防止対策に資するとともに、山村地域の活性化を促進するための経費について、地方交

付税措置を講じることとしていること。

(17)直轄事業による高速道路の整備に伴い必要となる地方負担（４分の１）については、地方債を９０％充当するとともに、地方債充当残部分及び後年度生ずる地方債の元利償還金について地方交付税により措置することとしていること。

(18)「地方特定道路整備事業」については、平成１５年度までとされていた事業期間を平成１９年度まで延長することとし、所要の事業量を確保していること。

なお、「地方特定河川等環境整備事業」については、平成１５年度限りで廃止することとし、継続事業に限り平成１７年度までの経過措置を講じることとしていること。

(19)「生活交通確保対策」として、地方バスの運行に関し地方団体が地域協議会における検討等に基づき、地域の実情に応じて路線バスの維持等の対策を講じるために要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしていること。

(20)「観光立国行動計画」（平成１５年７月観光立国関係閣僚会議決定）等を踏まえ、宣伝・広告、受入体制の整備、外国人向け観光の企画調査等地方団体による外国人観光客の誘致等への自主的取組に対して、「観光立国推進対策」として、新たに地方交付税措置を講じることとしていること。また、こうした観光の振興に資する地方指定文化財等や歴史的建造物、街並みの保存等などの地方単独事業については地域活性化事業債等による財政措置を講じることとしていること。

(21)地域の国際化を推進するため、語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）や自治体職員協力交流事業等の国際交流・国際協力施策に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしていること。

(22)「治安維持特別対策」として、交番相談員の増員、地域住民と警察署との連絡システムの整備、自主防犯活動に対する支援、地域住民の防犯意識の高揚等治安の維持・犯罪の抑止対策に係る人的・物的基盤の充実強化に要する経費について、新たに地方交付税措置を講じることとしていること。

(23)「ゴールドプラン２１」、「新エンゼルプラン」及び「新障害者プラン」等の



着実な推進を図る観点から、地方財政計画において国庫補助負担事業に伴う所要額を計上するとともに、社会福祉系統経費（単独）を前年度に比し0.6%、276億円増の4兆3,363億円計上していること。

(24)「共生のまちづくり推進」として、ユニバーサルデザインによるまちづくりやNPO等の活動の活性化を推進する事業に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしていること。

また、公営交通や民間施設等のバリアフリー化に対する支援に対して、地方債又は特別交付税による措置を講じることとしていること。なお、庁舎における音声標識ガイド装置の設置等に対し引き続き特別交付税による措置を講じることとしていること。

(25)「介護保険制度支援対策」として、引き続き地方団体が地域の実情に応じた取組を行うことができるよう、広報啓発、ホームヘルパー及びケアマネージャーの育成等に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(26)「子育て支援事業」として、育児相談事業等地方団体が地域の実情に応じて行う事業に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしているが、その中で、新たに次世代育成支援対策推進のための行動計画策定経費についても対象に加えることとしていること。

また、配偶者特別控除（上乘せ分）の廃止に伴い講じることとされた少子化対策の拡充の一環として、平成16年度に限り、預かり保育の機能強化に向けた設備整備等について、地方交付税措置を拡充することとしていること。

(27)「地域環境保全・創造事業」として、環境への負荷の少ない、自然と調和した循環型社会の形成を推進するため、地球温暖化防止対策、自然共生型社会の構築、廃棄物の発生抑制・リサイクル対策等に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(28)「国土保全対策」として、国土保全の見地からの農地、森林等の管理対策、後継者対策、第三セクターの活用等に要する経費について、引き続き地方交付税措

置を講じることとしていること。

- (29)「防災対策事業」として、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災基盤の整備や公共施設等の耐震化等の防災対策について、地方債及び地方交付税による措置を講じることとしていること。

また、平成15年5月の中央防災会議では東海地震対策大綱の決定が、同年12月には東南海・南海地震特別措置法に基づく地域指定がなされるとともに、15年6月には消防組織法の改正が行われ、大規模地震対策等のため、緊急消防援助隊が法定化されたところであるので、これらのことを踏まえて、耐震化の促進や緊急消防援助隊の施設設備の整備推進等に努められたいこと。

- (30)今国会に提出中の「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案」において、都道府県及び市町村は国民保護計画の策定や警報の伝達・避難指示・避難誘導等の国民の保護のための措置の実施に当たって重要な役割を果たすこととされているが、これらの業務を行うに当たり必要な体制整備等について、新たに地方交付税措置を講じることとしていること。

- (31)「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」(平成16年法律第13号)に基づく被災者生活再建支援法人に対する拠出のための経費については、その全額に地方債を充当し、当該地方債の元利償還金の80%を公債費方式により後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとしていること。

- (32)救命効果の更なる向上を図るため、救急救命士を含む救急隊員の応急処置等の質を医学的観点から保障するメディカルコントロール体制の充実強化に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

## 第二 歳入に関する事項

### 1 地方税

地方税については、平成16年度の地方税制の改正について、先に「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」(平成16年4月1日付け総務事務

次官通知)及び「所得譲与税法、同法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令について」(平成16年4月1日付け総務事務次官通知)により通知したところであり、その取扱いに遺漏のないよう所要の措置を講じるとともに、社会経済情勢の変化に即応しつつ、次の事項に留意し、税収の確保に努められたい。

なお、地域経済振興施策の適切な実施等による将来の税源のかん養にも配慮されたい。

(1) 地方財政計画における地方税収入見込額は、税制改正後において前年度当初見込額に対し、0.5%増の3兆3,231億円(道府県税1.9%増、市町村税0.6%減(いずれも利子割交付金等調整前。調整後は、それぞれ0.2%増、0.6%増))になるものと見込まれること。

この地方税収入見込額は、地方団体全体の見込額であり、景気動向に業種別、地域別にばらつきが見られること等にかんがみ、各地方団体においては、前年度における最終的な税収の状況に配意し、今後の経済情勢の推移等を見極めながら適切な税収入の見積りとその確保を図られたいこと。

(2) 地方税の賦課徴収については、課税客体、課税標準等の的確な把握、着実な滞納整理の実施等従前にも増して執行面における税負担の公平確保に努めるとともに、効率的な体制の整備、事務の執行に留意されたいこと。

また、課税誤り等により納税者の税務行政に対する信頼を損なうことのないように、今後とも現地調査の徹底、チェック体制の整備、職員研修の充実等に努めるとともに、納税者が容易に課税内容を判断することのできる条件整備を図る等課税事務の適正化に格段の配慮を払われたいこと。

さらに、課税免除、不均一課税、減免等の措置についても、その内容について十分検討を加えるとともに、他の地方団体に及ぼす影響等に慎重な配慮を行い、その適正化に一層努める等法の趣旨に即して厳正な運用を図られたいこと。

(3) 課税自主権を活用し、地方自ら財源確保を図ることは、地方分権の観点から望ましいものであることから、平成16年度税制改正において、固定資産税の制限

税率の廃止などの措置を講じ、課税自主権の拡大を図ることとしたところであること。

超過課税については、税率設定の自由度を拡大する観点から、財政上その他の必要がある場合にこれを実施できるものとしたところであるが、その実施や継続に当たっては、その趣旨について説明し、周知徹底を図るなど、納税者等の理解と協力が得られるよう、十分な配慮を払われたいこと。

法定外税については、税率の引下げ、廃止及び条例の規定が効力を有する期間の短縮をする場合の総務大臣への協議・同意を廃止することとしているとともに、特定の納税者にかかる税収の割合が高い法定外税を新設又は変更しようとする際には、議会において当該納税義務者の意見を聴く制度を設けることとしたところであり、これらの改正内容について適切に対応されたいこと。また、法定外税の新設又は変更については、公平・中立などの税の原則にのっとり、税負担を求める者の範囲や課税標準のあり方などについて、十分な検討を行うよう努められたいこと。

(4) 納税手続については、できる限り納税者等の利便を図ることとし、税務行政の簡素合理化についてなお一層の工夫を加えるとともに、国・都道府県・市町村間における連絡協調を密にし、その協力体制の強化に努め、国・地方を通じる税務行政の効率化と適正な税務執行の確保を図るよう格段の配慮をされたいこと。

## 2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、11,452億円で、前年度比4,513億円、65.0%の増となっている。

なお、所得譲与税については、平成18年度までに実施することとしている所得税から個人住民税への本格的な税源移譲までの間の暫定措置として創設するものであり、すべての都道府県及び市町村（特別区を含む。）に対して、それぞれ総額の2分の1を譲与することとし、各都道府県及び市町村への譲与基準は人口（平成12年国勢調査人口）によることとしている。

### 3 地方特例交付金

平成16年度の義務教育費国庫負担金等の見直しに伴い、地方特例交付金として、従前の恒久的な減税に伴うもの（減税補てん特例交付金）に加え、義務教育費国庫負担金等の見直しに伴うもの（税源移譲予定特例交付金）を交付することとしており、地方特例交付金の総額は1兆1,048億円で、前年度に比し、986億円、9.8%の増となっている。

なお、第二種交付金（平成15年度国庫補助負担金の見直しに伴う地方特例交付金）については、同交付金が対象としていた平成15年度の国庫補助負担金の一般財源化に伴う影響額のうち国負担とされた額（8分の7相当額）を所得譲与税として税源移譲することとしたことに伴い、廃止することとした。

#### (1) 減税補てん特例交付金（恒久的減税に伴う地方特例交付金）

減税補てん特例交付金の総額は、恒久的な減税に伴う地方税の減収見込額の総額の4分の3の額（1兆3,493億円）からたばこ税の一部の地方への移譲（1,179億円）及び法人税の地方交付税率の引上げによる補てんの額（3,575億円）を控除した額8,739億円であること。

#### (2) 税源移譲予定特例交付金（平成16年度の義務教育費国庫負担金等の見直しに伴う地方特例交付金）

税源移譲予定特例交付金の総額は、各都道府県の義務教育教職員の退職手当及び児童手当に要する経費に改正前の義務教育費国庫負担法等を適用した場合に国が負担すべき額の総額に相当する額2,309億円であること。

この税源移譲予定特例交付金は、都道府県のみには交付されるものであり、総額を人口を基準として交付することとしたこと。

なお、財政力指数が1.0を超える都道府県については、義務教育費国庫負担法等に規定する国庫負担額の最高限度の算定内容を勘案して、人口について補正を行うこととしていること。

#### 4 地方交付税

「地方交付税法」の改正については、別途「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行について」（平成16年3月31日付け総務事務次官通知）により通知したところであるが、特に次の事項に留意されたい。

- (1) 平成16年度の地方交付税の総額は、1兆8,861億円であり、前年度当初予算額に比し、1兆1,832億円、6.5%の減となっていること（別紙6）。
- (2) 普通交付税の算定については、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じる前で比較した場合、平成15年度の算定額に比して、道府県分にあつては、基準財政需要額のうち経常経費は3.0%程度の減、投資的経費（事業費補正分を除く。）は32.0%程度の減、基準財政収入額は3.0%程度の増と見込まれていること。

同様に、市町村分にあつては、基準財政需要額のうち経常経費は0.5%程度の減、投資的経費（事業費補正分を除く。）は25.5%程度の減、基準財政収入額は2.0%程度の増と見込まれていること。

この場合、これらの伸び率は、あくまでも平均的な団体の伸び率を示すものであり、団体によっては、その伸び率に差が生じること。

特に、児童保護費等負担金のうち公立保育所運営費分に係る一般財源化の影響については、公立保育所の多寡、従前の国庫負担率の違い等により、団体ごとに差異があるので留意すること。

なお、(7)に示すとおり、前年度に引き続き、普通交付税の算定に用いる基準財政需要額は、経常経費、投資的経費等各費目ごとに算出した額の総額から臨時財政対策債振替相当額を控除したものであることとして留意すること。

- (3) 地方交付税の算定の改革については、地方団体の自主的、自立的及び効率的な財政運営を促す方向で、以下の措置を講じることとしていること。

ア 都道府県分の補正係数については、高等学校費（生徒数）、特殊教育諸学校費（児童及び生徒の数・学級数）の種別補正、徴税費の密度補正などを廃止す

ることとしたこと。

イ 都道府県分の公共事業等に係る事業費補正については、臨時河川等整備事業債（一般分）について、平成16年度許可債から事業費補正の適用を廃止することとしていること。

ウ 平成14年度より実施している市町村分の段階補正の見直しを引き続き継続することとしていること。

エ 単位費用の算定に当たり、ごみ収集等についてアウトソーシング後の経費を算定の基礎とする見直しを段階的に進めることとしたこと。

(4) 平成16年度において一般財源化することとされている国庫補助負担金については、その事業に係る事業費を基準財政需要額に算入するとともに、地域の実情を反映するため、児童保護費等負担金のうち公立保育所運営費分については、私立保育所と公立保育所の保育単価をそれぞれ設定した上で、入所人員を指標とした密度補正を、また介護保険事務費交付金については、介護サービス受給者数を指標とした密度補正を適用することとしていること。

なお、保育所に係る密度補正に用いる入所人員については、これまでは児童福祉法上の保育所の入所人員を用いていたところであるが、平成16年度以降、公立の施設については、従来の児童福祉法上の保育所に限定せず、乳幼児の保育を目的とする施設の入所人員を用いることとしているので留意すること。

(5) 経常経費については、介護保険制度の支援をはじめとする少子・高齢社会に向けた地域福祉施策に要する経費、国土保全対策に要する経費、農山漁村地域活性化対策に要する経費、森林・林業振興対策に要する経費、地域環境保全・リサイクル推進対策に要する経費、地域情報化推進事業に要する経費、教育情報化対策に要する経費、地域文化振興対策に要する経費、わがまちづくり支援事業に要する経費、地域経済新生事業に要する経費、共生のまちづくり推進に要する経費、観光立国推進対策に要する経費、治安維持特別対策に要する経費等について基準財政需要額に算入することとしたこと。

(6) 投資的経費については、前年度に引き続き一般公共事業等について、地方債（財源対策債を含む。）の充当率を原則として90%まで引き上げること等に伴い、関係費目の単位費用を引き下げることにより基準財政需要額を減額することとしたこと。

なお、上記により基準財政需要額から振り替えられた部分に係る地方債（財源対策債）の元利償還金については、その50%を公債費方式又は事業費補正方式により、50%を関係費目における単位費用において標準事業費方式により後年度において基準財政需要額に算入することとしていること。

また、地域再生事業債については、その元利償還金について、標準事業費方式により後年度において基準財政需要額に算入することとしていること。

(7) 前年度に引き続き臨時財政対策債の発行に伴い、4兆1,905億円を基準財政需要額から減額することとしていること。

なお、臨時財政対策債への振替方法については、前年度と同様に、臨時財政対策債への振替を考慮せずに算出した需要額の総額から、別途算出した臨時財政対策債振替相当額を控除する方法とすることとしているので留意すること。

その際、臨時財政対策債振替相当額は、人口を測定単位とし、「その他の諸費（人口）」（経常経費）の補正係数（加算分及び他の費目の補正を一括適用している分に係るものを除く。）を基礎として算出することとしていること。

(8) 基準財政収入額の見積りにについては、次の事項に配意されたいこと。

ア 道府県民税株式等譲渡所得割、株式等譲渡所得割交付金、配当割交付金、所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金について新たにその75%を算入することとし、狩猟者登録税と入猟税を廃止し、創設される狩猟税は基準財政収入額には算入せず、単位費用（林野行政費）を算定する際に特定財源として控除することとしたこと。

イ 法人関係税、道府県民税利子割（利子割交付金を含む。）に係る平成13年度要精算額中の精算繰越額についてはその全額を、平成14年度要精算額中の



精算繰越額についてはその2分の1相当額を、それぞれ精算する予定であり、また、平成15年度要精算額についてはその3分の1相当額の精算を行う予定であるので、これらに留意の上、適切に見込まれたいこと。

なお、法人関係税及び道府県民税利子割（利子割交付金を含む。）の減収額を対象に減収補てん債を発行した場合には、当該減収補てん債発行額相当は、精算措置の対象から除くこととしているので留意されたいこと。

ウ 恒久的な減税に伴う減税補てん債相当額及び先行減税に伴う減税補てん債相当額については、その75%を基準財政収入額に加算することとしているが、元利償還金については、全額減税補てん債が発行されたものとして、当該元利償還金の全額を後年度において基準財政需要額に算入することとしていること。

(9) 平成16年度の特別交付税の総額は、1兆132億円であり、前年度に対して706億円、6.5%減少していることに加え、合併市町村に対する交付額が大幅に増加することが見込まれることから、本年度の特別交付税の交付額は、災害、合併等の特別な需要の増加要因がある団体以外は、前年度より大幅に減少すると見込まれるので特に留意されたいこと。

また、災害対策関連経費等年度によって激変する項目により多額の交付を受けている地方団体にあつては、これらの事由による減少についても確実に見込むこと。

## 5 国庫支出金

国庫支出金については、次の事項に十分留意されたい。

(1) 平成16年度においては、「基本方針2003」等に基づき、国庫補助負担金の改革として、1兆円規模の廃止・縮減等を行うこととされたこと。

(2) 市町村が実施する中心市街地の再開発等の「まちづくり事業」に対する従前の統合補助金を市町村の自主性・裁量性を尊重する観点から見直し、国の事前関与を縮小して事後評価に重点を移すとともに市町村が提案する事業を対象に加えることを可能とする「まちづくり交付金」が創設されたこと。

また、その地方負担分については、別途通知するところにより、地方債及び地方交付税による措置を講じることとしていること。

## 6 地方債

地方債については、平成16年度地方債計画の事業別計画額及び地方債許可方針を踏まえ、次の事項に留意して、起債事業の適切な計画を立てるとともに、その円滑な実施に努められたい。

(1) 平成16年度の地方債計画の総額は、1兆4,843億円（前年度比1兆2億円、5.4%減）であり、次のような措置を講じていること。

ア 通常収支に係る地方財源の不足に対処するため、「地方財政法」第5条の特例として臨時財政対策債を発行することとし、4兆1,905億円を計上していること。

なお、資金については、政府資金1兆2,572億円を確保しており、原則として、市町村に対して政府資金を配分するものであること。

この場合において、個別地方団体への政府資金の配分額は、「地方財政法」第5条ただし書各号に該当する経費から特定財源を控除した額の範囲内とする予定であること。

イ 恒久的な減税による減収の一部及び平成15年度税制改正における先行減税による減収の一部に対処するため、「地方財政法」第5条の特例として減税補てん債8,019億円を計上していること。

なお、市町村分については、全額政府資金を配分することとしているが、平成15年度税制改正における先行減税による減収に対処するための減税補てん債に係る政府資金の償還期限については、10年（据置2年）とされているので留意されたいこと。

ウ 地方一般財源の不足に対処するため、一般公共事業債、義務教育施設整備事業債、一般廃棄物処理事業債、地域活性化事業債、臨時地方道整備事業債及び臨時河川等整備事業債の一部に係る充当率の臨時的引上げ等により、財源対策

債として1兆8,000億円を計上していること。なお、これは個別の地方団体の財政措置に不均衡が生じないよう調整を図るための調整分を含めて計上しているものであること。

エ 地方単独事業については、地域の自立や活性化につながる基盤整備や生活関連社会資本整備を重点的・効率的に推進できるよう、その所要額を確保していること。

(ア) 地域の活性化に向けて、循環型社会の形成、少子・高齢化対策、地域資源の活用促進、都市再生、科学技術の振興、情報通信基盤整備を推進することとし、「地域活性化事業」として所要額を確保していること。

(イ) 自主的な市町村合併をより一層強力に推進するため、合併重点支援地域において合併関係市町村が実施する合併に資する公共・公用施設の整備事業（市町村合併支援道路整備事業、市町村合併支援地域公共ネットワーク整備事業及び公用施設整備事業に係る補助事業を含む。）及び都道府県が合併を側面から支援するために実施する交通基盤施設の整備事業（補助事業を含む。）並びに合併市町村が市町村建設計画に基づいて実施する、合併に伴い特に必要と認められる建設事業（補助事業、地方公営企業に係る事業（上水道事業、下水道事業及び病院事業に限る。）を含む。）及び合併市町村振興のための基金造成について支援することとし、「合併特例事業」として所要額を確保していること。

(ウ) 災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災システムのIT化などの防災基盤の整備及び公共施設等の耐震化を重点的に実施することとし、「防災対策事業」として所要額を確保していること。

(エ) 地域経済の活性化及び地域雇用の創造を実現し地域の再生を図るため、地方単独事業を積極的に展開しようとする地方団体について、事業量の確保を図ることができるよう、一般単独事業債に新たに「地域再生事業」（充当率100%）を計上していること。

また、地域再生事業債については、地方単独事業の通常債の充当残部分にも充当できることとしていること。

なお、地域再生事業債の枠配分については、4月中に行う予定であること。

(オ) 地方団体が、特別養護老人ホーム等を設置運営する社会福祉法人に貸し付ける目的で用地の取得等を行う場合に、引き続き、地方債措置を講じることとしていること。

なお、地方団体又は社会福祉法人が行う特別養護老人ホーム等の整備に係る国庫補助負担事業の都道府県負担分についても、引き続き、地方債措置を講じることとしていること。

(カ) 地域総合整備資金貸付事業（ふるさと融資）については、引き続き所要額を確保し、官民一体となったふるさとづくりを積極的に支援することとしていること。

オ 辺地とその他の地域の格差是正を図り、また、過疎地域の自立促進のための施策を推進するため、辺地及び過疎対策事業債の所要額を確保するとともに、過疎地域等の自立促進に資する効果的なプロジェクト等を重点的に支援していくこととしていること。

カ 地方債資金については、国の長期計画に基づく公共事業や法律により義務付けられた事務の実施に不可欠な施設の整備等を円滑に推進するため、必要な公的資金（財政融資資金、郵政公社資金及び公営企業金融公庫資金）を確保するとともに、地方分権の推進や財政投融资制度改革の趣旨を踏まえ、各地方団体の資金調達能力に配慮しつつ、都道府県及び政令指定都市については、民間等資金による調達を一層推進することとしていること。

以上により公的資金の重点化・縮減を図った結果、平成16年度地方債計画における地方債資金については、政府資金5兆6,000億円（前年度比2兆900億円、27.2%減、地方債計画中の構成比32.0%）、公営企業金融公庫資金1兆6,140億円（前年度比1,660億円、9.3%減、地方

債計画中の構成比9.2%)及び民間等資金10兆2,703億円(前年度比1兆2,558億円、13.9%増、地方債計画中の構成比58.7%)となっていること。

なお、政府資金は、財政投融资計画の「財政融資」欄に「地方公共団体」に対する貸付けとして計上される資金を指すものであり、財政融資資金のほか、日本郵政公社の資金(郵便貯金資金及び簡易生命保険資金)を計上していること。具体的には、財政融資資金3兆7,000億円(前年度比1兆3,700億円、27.0%減、地方債計画中の構成比21.2%)、郵政公社資金のうち郵便貯金資金7,000億円(前年度比3,000億円、30.0%減、地方債計画中の構成比4.0%)、簡易生命保険資金1兆2,000億円(前年度比4,200億円、25.9%減、地方債計画中の構成比6.9%)としていること。

また、民間等資金の内訳は、市場公募資金3兆1,600億円(前年度比7,600億円、31.7%増、地方債計画中の構成比18.1%)、銀行等引受資金7兆1,103億円(前年度比4,958億円、7.5%増、地方債計画中の構成比40.7%)となっていること。

(2) 平成16年度における地方債の許可に当たり必要な事項は、本日「地方債許可方針」、「平成16年度の地方債許可方針の運用について」(平成16年4月20日付け総務事務次官通知)、「平成16年度地方債取扱上の留意事項について」(平成16年4月20日付け自治財政局地方債課長通知)により通知しているところであるが、特に次の事項に配慮されたいこと。

ア 地方債の活用にあたっては、事業の緊急度、事業効果及び施設水準の適正化について配慮するとともに、将来の公債費負担及び施設の維持管理に要する経費の増加等について十分留意されたいこと。

イ 地方債協議制度に円滑に移行するため、起債制限比率及び経常収支比率を勘案し、財政の健全性が確保されている一定の地方団体に対しては、引き続き許

可制度の弾力的運用を行うこととしていること。

ウ 退職手当債は、「再建法」第24条の規定に基づき、職員の退職により当該団体の財政の健全化が促進される場合に認められるものであること。

(3) 民間資金の調達に当たっては、国債、政府保証債、市場公募債等の発行条件、長期金利の動向等を継続的に把握し、必要に応じて金融に関する専門家の意見も聴くなどして、関係金融機関等と交渉の上、適切な借入条件の設定に努められたいこと。

また、各団体の状況に応じ、市場公募化の推進、証券発行方式の一層の活用、満期一括償還化、発行単位の大型化、発行時期の平準化及び償還期間の多様化を図ること等により流通性の一層の向上や調達手段の多様化に努められたいこと。

その際、地域住民の行政参加意識の高揚とともに、地方債の個人消化及び資金調達手法の多様化を図る趣旨から推進してきている「住民参加型ミニ市場公募債」の活用も有効な手法と考えられること。なお、平成16年度においては、新たに4県が市場公募債を発行する予定であるとともに、住民参加型ミニ市場公募債については、発行団体70団体、3,000億円程度の発行が予定されていること。

さらに、発行単位の大型化による安定的かつ有利な資金調達を図るため、現在、市場公募地方債を発行する27団体においては、「地方財政法」第5条の7の規定に基づく共同発行を行っているところである（平成16年度発行規模1兆2,430億円）が、全国規模の共同発行に限らず、近隣地方団体間や都道府県・市町村間など様々な形の共同発行の推進に努められたいこと。

そうした中で、地方債に関する制度のほか、地方債はBIS（国際決済銀行）のリスク・ウェイトが国債と同様ゼロとされていること、それぞれの地方団体において財政健全性を維持するための取組を行っていること等について、市場関係者の一層の理解を得られるよう、積極的にIR活動（投資家・金融機関等への説明）を行われたいこと。

(4) 中長期的な視点に立った計画的な財政運営に資するため、将来にわたる地方債

の発行計画及び償還計画を策定するなど、総合的な地方債管理に努められたいこと。

(5) 施設の耐用年数に比して著しく地方債の償還期間が短いこと等により、公債費が急増している地方団体も見受けられるので、公債管理に当たっては、適切な地方債の償還条件を選択し、公債費負担の中長期的な平準化に十分留意されたいこと。

なお、やむを得ず、償還途中において平準化を図る必要が生じた場合は、借換えにより対処することとし、償還期間を延長する等借入条件を変更することは、市場関係者に対して債務の繰延べとの印象を与えかねないため、慎まれたいこと。

## 7 使用料・手数料等

使用料・手数料及び分担金・負担金については、対象事務の見直しを図りつつ、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立脚し、関係事務費の動向に即応して常に見直しを行い、その適正化を図られたい。

なお、平成16年度においては、地方財政計画及び地方交付税の単位費用の算定基礎において、公立の高等学校授業料及び幼稚園保育料を引き上げることとしたので適切に対処すること。

## 第三 歳出に関する事項

### 1 給与関係経費等

地方財政において大きな比重を占める給与関係経費については、地方団体において適正化のための努力が払われてきているところであるが、なお一部の地方団体においては十分とはいえず、地方財政の状況と給与関係経費の在り方に対する世論の動向等にもかんがみ、引き続き積極的にその適正合理化に取り組む必要がある。このため、次の事項に留意し、引き続き給与関係経費の抑制と適正化に努力されたい。

なお、公務能率の向上を図るため、職員研修の充実、勤務評定制度の活用など人材育成の取組を積極的に推進するとともに、「地方公務員法」（昭和25年法律第

261号)第42条の規定に照らした健康の増進等職員の厚生及び「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)に基づく職員の安全衛生について必要な措置を講じられたい。

(1)平成16年度の地方財政計画における職員数については、第7次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画及び第6次公立高等学校教職員配置改善計画による教職員の所要の増員を行うとともに、現下の治安情勢に対処するための警察官、介護予防及び老人保健関係職員(保健師)等真に必要とされるものに限って最小限の増員を行っているが、一方で義務教育関係職員及び高等学校関係職員については、児童・生徒数の減少等に伴う減員を見込むとともに、一般職員及び警察事務職員等については、国の定員削減計画に準じて10,430人の定員削減を引き続き行うこととし、全体として10,980人の減員としていること。

各地方団体においてはこれに対応して適正な定員管理を一層推進することとし、真に必要とされる新たな行政需要、施設の新増設等についても、原則として職員の配置転換等により対処されたいこと。

なお、国の法令による定員を超えて職員を配置している場合にあっては、当該法令の趣旨等を踏まえて、定数の適正化を図るなど、適切に対処されたいこと。

(2)地方公務員の給与については、「地方公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成15年9月16日付け総務事務次官通知)により、平成16年度においても給与水準、給与制度及びその運用等のより一層の適正化に努められたいこと。したがって、高い初任給の決定及び級別職務分類表に適合しない級への格付(いわゆる「わたり」)等、制度やその運用が国家公務員の制度等と異なっていることにより国家公務員の給与水準を上回っている地方団体においては、国の給与制度等との均衡を図るよう早急に所要の措置を講じられたいこと。

なお、国においては、昇給停止年齢を原則55歳に引き下げる等の措置が講じられているところであるので、地方団体においても当該制度の趣旨等を踏まえ、同様の措置を講じられたいこと。



また、制度の趣旨に合致しない特殊勤務手当については、速やかに是正措置を講じるとともに、調整手当の支給地域や支給割合についても国に準じた措置とされたいこと。

- (3) 国家公務員の退職手当については、すでに昨年10月より、支給水準の引下げ等の措置が講じられたところであるので、地方公共団体における退職手当についても、国に準じた措置を早急に講じられたいこと。

また、今回、国において20年以上勤続して退職した場合にかかる特別昇給制度が廃止されたところであるので、これらについても国に準じた措置を講じられたいこと。

- (4) 教員に対する給与改善が終了したにもかかわらず、運用上の措置により行われてきた実質上の給与の引上げについては、早急に是正措置を講じるとともに、いまだ既措置分の調整が行われていない地方団体にあっては、速やかに調整を行われたいこと。

- (5) 特別職の報酬又は給料・期末手当その他の給与については、特別職報酬等審議会設置の趣旨に沿った適切な運用等を通じて適正な決定方式及び適正な水準の保持に配慮するとともに、特に退職手当についても、議会の審議等を通じ、住民の十分な理解と支持が得られるものとされたいこと。

- (6) 平成16年度においては、国の予算において給与改善費を計上しないこととされ、地方財政計画においても給与改善費を計上しないこととしているので留意されたいこと。

## 2 一般行政経費等

一般行政経費等については、次の事項に留意しつつ、経費全般について徹底した見直しを行い、その節減合理化に努められたい。

- (1) 各種施策の実施に当たっては、優先順位の厳しい選択を行い、このために必要な財源は、極力既定経費との振替や節減合理化により捻出するよう努めるとともに、後年度における財政負担及びこれに対する財政措置についても十分検討され

たいこと。また、適正な予算の執行を確保する観点等から、監査委員制度の適正な運用、監査の徹底に努めるとともに、外部監査制度の積極的な活用を図られたいこと。

(2) 一般行政経費に係る国の委託費、補助金等については、廃止、減額等が行われているものもあるので、このような状況を踏まえて受託事業、補助事業等の予算計上、事業実施等に当たられたいこと。

(3) 維持補修費については、公共施設等の適切な機能の維持に配慮するとともに、各種公共施設等について計画的な補修を行うよう適切な執行に努められたいこと。

(4) 補助金等については、行政の責任分野、経費負担の在り方、行政効果等を精査の上、廃止、統合又はメニュー化に努められたいこと。

また、補助金等の新設は極力抑制することとし、新規の補助金等を設ける場合にあっては、既定の補助金等の整理を図るほか、終期を設定するとともに、不断の見直しを行うことにより、補助金等の総額の抑制に努められたいこと。

(5) 平成15年度の税制改正による配偶者特別控除（上乘せ分）の廃止に伴う増収額の一部を児童手当の支給対象年齢の見直しを柱とする少子化対策に用いることとされていたことを踏まえ、平成16年4月1日より児童手当の支給対象年齢を小学校第3学年修了まで（従来は就学前まで）に引き上げるとともに（平年度ベースの追加所要額2,000億円（国1,229億円、地方771億円））、地域における子育て支援事業や児童虐待防止対策の充実等その他の少子化対策（500億円（国247億円、地方253億円））を実施することとされていること。これらに伴う地方負担所要額については地方交付税措置を講じることとしていること。

なお、平成16年度に限り、児童手当の支給対象年齢の見直しに伴う所要額の未平年度化分を活用して、待機児童解消緊急施設整備や預かり保育の機能強化に向けた設備整備等の少子化対策（300億円（国150億円、地方150億円））を実施することとされたことから、これに伴う地方負担所要額についても地方交

付税措置を講じることとしていること。

(6) 高等学校以下の私立学校に対する助成については、前年度に比し0.4%減額し、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。なお、私立幼稚園に対する助成については、(5)の一環として、預かり保育に係る交付税措置を拡充することとしていること。

(7) 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成16年度においても、5,700億円を地方財政計画に計上したところであり、各地方団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうるようあらかじめ財源を留保されたいこと。

### 3 投資的経費

投資的経費については、次の事項に留意して、公共事業及び地方単独事業の計画的・効率的な執行に努められたい。

(1) 国の公共投資関係費は前年度比3.3%減とされているが、地方財政計画における投資的経費のうち、直轄事業負担金については、前年度に比し、2.8%減の1兆1,473億円、補助事業費については、前年度に比し、7.1%減の6兆7,110億円となっていること。

なお、国の予算においては、重点分野に施策を集中しつつ更に絞込みを図るため、整備水準、整備の緊急性、経済構造改革の推進、官と民・国と地方の役割分担等の観点から、各事業の目的・成果に踏み込んできめ細かく重点化を図るとともに公共事業の効率性・透明性の向上に向け、コスト構造改革、契約方法の工夫やコスト縮減へのインセンティブを持たせる方策の検討、PFIの活用、既存ストックの有効活用、機能の類似した事業間の連携強化、集中投資による事業期間の短縮化、規格の見直し等により効率的な整備に努めることとされていること。

(2) 地方単独事業費については、前年度比9.5%減額することとし、地方財政計画上1兆3,700億円を計上しているが、既定経費の節減合理化や基金の活用などにより財源の確保に努めるとともに、「地域活性化事業」や「地域再生事

業」の活用を図り、基盤整備への重点化を図りつつ、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な事業量を確保されたいこと。

(3) 国においては、平成16年度予算について、着実に執行していくことが重要であると考え、特に、公共事業等の施行については、経済情勢や地域の実情を注視しつつ、機動的かつ弾力的な施行を速やかに図っていくこととされていること。また、自らの地域の再生に向けて、迅速な施行を図る地方団体に対し、関係省庁においても十分に協力するとの観点から、各地域の実情や取組を踏まえた円滑かつ弾力的な施行を速やかに図っていくこととされているので、各地方団体においては、この趣旨を勘案の上、地方単独事業も含め、各地域の経済の動向に即し、適切に対処されたいこと。

また、事業の計画的かつ円滑な執行を確保するため、債務負担行為を積極的に活用することなどにより、工事発注時期の平準化を図られたいこと。

#### 4 公債費

公債費については、近年、地方債残高が累増していることにかんがみ、公債費に係る地方交付税措置や減債基金における既発債の償還財源の積立状況等を考慮し、実質的な後年度負担を把握しつつ年次償還計画を策定することなどにより、中長期的観点に立った適切な財政運営の確保に努められたい。

### 第四 地方公営企業等に関する事項

#### 1 地方公営企業

地方公営企業は住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供するという重要な役割を果たしてきているが、将来にわたってその本来の目的である公共の福祉を増進していくため、規制改革の進展、地方分権の推進及び公的なサービス供給方法の多様化等地方公営企業を取り巻く環境の変化に的確に対応し、「地方公営企業の経営の総点検について」（平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）の趣旨等を踏まえ、特に次の事項に留意し、更なる経営改革に

積極的に取り組まれない。

(1) 地方公営企業が供給するサービスについては、サービス供給自体の継続の適否について検討する必要があること。その上で、サービス供給を継続する必要性が認められる場合にあっては、現在の地方公営企業形態による公共サービスを維持することの適否について再検討を行われたいこと。

(2) 公営企業形態でサービス供給を継続する場合にあっては、効果的で廉価なサービス供給を行う観点から、民間的経営手法の導入を促進する必要があること。具体的には、指定管理者制度の導入や地方独立行政法人への移行が可能となるなど公営企業に係る各種サービス供給手法が整備され、また、既存のPFI事業や民間委託等についても導入成果が上がってきているところであり、これらの活用について更なる検討を行われたいこと。

(3) 地方財政全体が非常に厳しい状況にある中で、地方公営企業も住民の理解と協力の下に経営改革を進めることが必要であり、次の事項に留意し、より一層計画性・透明性の高い企業経営の推進に努められたいこと。

ア 経営の自立性・効率性の向上等経営基盤強化の観点から中期経営計画の策定が必要であり、いまだ策定していない地方公営企業においては、早急に策定されたいこと。

イ 中期経営計画の実効をあげるため、業績評価を実施することにより、継続的に計画と実績を比較し、達成度を評価するとともに、計画と実績の差異の原因を分析し、その結果を計画修正や次期計画の策定等企業経営に反映させる必要があること。

ウ 料金、税金等の形態で経営を支えている住民に対し、中期経営計画及び業績評価に加えて、既存の財務諸表等から得られる企業情報を一体的に表示し、わかりやすい形で積極的に情報提供を行い、説明責任を果たしていくことが必要であること。

(4) 企業用資産の有効活用、附帯事業の適切な実施等経営の活性化に努めるととも

に、広域的な機能分担や連携にも留意しながら、広域化・共同化の積極的な推進に努められたいこと。

なお、一般行政部門、その他関係機関との密接な連携の下に企業環境の整備に努められたいこと。

(5) 地方公営企業の料金については、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とするとともに、経営改善・合理化による原価の抑制、適切な事業報酬の設定、受益者負担金の適切な徴収に努めるほか料金の算定方法や事業効率化の取組等に関する情報の積極的な公開を図られたいこと。

また、一般会計との経費負担区分については、その適正な運用を図るとともに、社会情勢、厳しい地方財政の状況を踏まえ、一層の自助努力により独立採算の基本原則に立脚した経営に努められたいこと。

(6) 地方公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の一層の強化に資するため、次のような措置を講じることとしているので、その適切な活用に努められたいこと。

ア 地方公営企業の建設改良等に要する公営企業債については、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、地方債計画において3兆3,395億円を計上したこと。

また、広域化、安全対策を積極的に推進するとともに、経営健全化への取組を支援することとしていること。

イ 公庫資金においては、臨時特別利率分として、4,300億円を確保するとともに、既往債の利子を軽減する観点から、地方債計画に公営企業借換債を1,100億円計上していること。

ウ 水道事業については、既存の上水道安全対策事業（災害対策、保安対策）に、新たに「安全な水対策」として行われる水質安全対策を追加するとともに、一般会計出資の対象とし、所要の地方財政措置を講じることとしていること。

エ 独立行政法人水資源機構の施工ダム等により水源開発を実施した水道事業又は工業用水道事業のうち高資本となっている事業が、資本費負担の軽減を図ることを目的として割賦負担金を繰上償還する場合、新たに地方債措置を講じることとしていること。

オ 簡易水道事業については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に簡易水道事業債（臨時措置分）を措置することとし、その結果充当率を100%（うち臨時措置分10%）に引き上げることとしていること。

なお、当該臨時措置分に係る簡易水道事業債の元利償還金については、その全額を後年度において基準財政需要額に算入することとしていること。

カ 下水道事業については、平成16年度以降実施される更新事業について、雨水・汚水比率の実績を踏まえ、資本費に対する財政措置の見直しを行うこととしていること。また、世代間負担の公平を図る観点から、公営企業債の元金償還期間と減価償却期間との差により生じる資金不足を補うため、資本費平準化債の対象要件を拡大するとともに、経費が割高となる団体に対する高資本費対策を拡充することとしていること。

さらに、流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設について、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に下水道事業債（臨時措置分）を措置することとしていること。その結果充当率を流域下水道にあつては100%（うち臨時措置分について国庫補助事業においては40%、地方単独事業においては10%）に、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設にあつては90%（うち臨時措置分30%）に引き上げることとしていること。

なお、当該臨時措置分に係る下水道事業債の元利償還金については、その全額（流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。）を後年度において基準財政需要額に算入することとしていること。

キ 交通事業については、地下鉄の安全性の向上を図るため、地下鉄駅火災対策（二方向避難通路、排煙設備及び消火設備の設置等）並びに安全性向上対策（保安装置の改良及び連結間転落防止装置、点字ブロックの設置等）について、所要の地方財政措置を講じることとしていること。

また、三位一体の改革における国庫補助負担金改革の一環として、平成16年度から地下鉄事業特例債制度における公営地下高速鉄道事業助成金を廃止することとしているが、当該助成金の対象とされていた事業費については、その全額を地方財政計画に計上するとともに、所要の地方交付税措置を講じることとしていること。

さらに、第三セクター方式による都市鉄道事業の経営が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、経営健全化支援計画を策定し、経営健全化に取り組む第三セクター都市鉄道事業者に対して地方団体が財政支援を行う場合、当該財政支援に対し、地方債措置を講じることとしていること。

ク 病院事業については、へき地医療対策、救急医療、結核・精神医療、高度・特殊医療、小児医療等に要する経費について、引き続き所要の地方財政措置を講じることとしていること。

ケ 経営基盤の強化について専門的見地から助言等を行う経営アドバイザー派遣事業を引き続き実施することとしていること。

(7) 以下の各事業については、特に、次の事項に配慮されたいこと。

ア 水道事業及び工業用水道事業については、その建設投資計画の策定に当たって、従来にも増して的確な需要予測を行い、投資規模の適正化に配慮するとともに、ダム等水源施設整備への参加に当たっては、当該団体にとっての水源開発への参加の必要性、所要水量、企業採算性について関係部局間で十分検討の上、慎重に対処されたいこと。

既に建設に着手しているダム等水源施設整備事業についても、水需要の動向に配慮しつつ、必要に応じて利水容量の見直し等を行われたいこと。また、水



資源開発基本計画（いわゆる「フルプラン」）が、社会経済情勢を踏まえて、水需給について全般的に見直しを行った上で全面改定されることとされているので、利水者においても、水需給の見直しについて十分に点検を行うとともに、適切に対応されたいこと。

簡易水道事業については、経理内容を明確化するため、「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）の財務規定等を適用されたいこと。

イ 交通事業については、規制緩和により競争が促進される中で、旅客輸送サービスの向上を図ることが求められていることから、安全性の確保に留意しつつ企業の経済性を発揮し、経営の一層の健全化・効率化に努められたいこと。

特にバス事業にあっては、平成14年2月から乗合バス事業に係る需給調整規制が廃止され競争原理が導入されたことを踏まえ、今後、公営企業として存続させる場合には、以下の点に留意されたいこと。

(ア) 職員定数や給与水準の適正化等、経営効率化に努めること。

(イ) 地域住民に対する説明責任を果たす観点から、民営との比較対照情報等について積極的な情報開示を行うこと。

(ウ) 一般行政部門との連携等、その長所を最大限いかした運営に取り組むこと。

地下鉄事業等にあつては、巨額の建設費を要し収支が均衡するまでに極めて長い期間を要するとともに、事業の経営状況が地方団体の財政に重大な影響を及ぼしうることから、採算性の見通しについて慎重に検討されたいこと。また、地下鉄を建設する場合には、計画的かつ円滑な建設の推進等に努めることにより、建設コストを極力縮減されたいこと。

ウ 電気事業及びガス事業については、これまでも、電力分野及びガス分野において、小売の部分自由化等の規制緩和が逐次行われており、今後も引き続き、自由化の範囲の拡大等が予定されているほか、電気事業にあっては電力会社との卸供給契約が平成22年に期限を迎えるなど、事業を取り巻く環境が変化していることを踏まえて、更なる経営効率化等に取り組むとともに、事業の在り

方に関する検討を適切に行われたいこと。

エ 病院事業については、地域において医師の確保が困難となっているなど、病院経営を取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえ、民間病院を含めた病院相互の連携強化と機能分担の下、地域における当該病院の役割を明確にし、診療科目、病床規模等について見直しを行うとともに、再編・ネットワーク化など地域における医療提供体制の抜本的な見直し及び必要に応じて病院の経営形態の見直しについても検討されたいこと。これらの施策の推進に当たっては、地域における関係機関間の協議の場への積極的な参加等を通じ適切に対処されたいこと。

また、病床利用率の向上等医療施設の効率的な使用、職員数・給与の適正化、民間委託の推進、医薬品の使用効率の向上を図るとともに、職員の経営意識向上に努める等経営の健全化に徹することとされたいこと。

なお、国立病院及び療養所の再編成・合理化に伴う経営移譲等の問題については、自治体病院の厳しい経営環境に十分配慮し、慎重に対処されたいこと。

オ 下水道事業については、次の事項に配慮されたいこと。

(ア) 汚水処理施設の整備を進めるに当たっては、地域の特性、建設及び維持管理コスト等を勘案し、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の中から、各地方団体において地域ごとに最適な処理方法を選択若しくは効率的に組み合わせる等工夫されたいこと。

(イ) 使用料収入による汚水処理原価の回収を基本とする経営を実現していくため、積極的に使用料の適正化に努められたいこと。

また、将来の使用料水準並びに一般会計に与える影響等を考慮した長期の財政計画を策定することにより、長期的視点に立った効率的な経営に努めるとともに、計画策定・事業着手に当たっては、あらかじめ住民に対して十分な説明を行い、その意見をよく聴くこととされたいこと。

(ウ) 効率的な業務の遂行を図るため、維持管理業務については、可能な限り民

間委託を推進するとともに、集中的な施設管理の実施、上水道事業等地方団体内部の他部門との共同処理・相互協力、下水汚泥の広域・共同処理等により効率的な執行体制の整備に努められたいこと。

また、新たな業務の増加に対しては職員の配置転換等により一層の定員管理の適正化に努められたいこと。

(I) 使用料及び受益者負担の一層の適正化に努めることにより、事業会計と一般会計との負担区分の適正化を推進されたいこと。

また、経理内容を明確化するため、「地方公営企業法」の財務規定等を適用されたいこと。特に、新規に事業着手する団体にあっても、事業開始時からその適用の準備に努められたいこと。

(オ) 過疎市町村における公共下水道の都道府県代行制度については、広域の見地から整備する必要がある場合で技術力・財政力が十分でない過疎市町村の下水道整備を推進するための特例的な制度であるので、その趣旨を踏まえ、都道府県と市町村で十分な協議の上実施されたいこと。

カ 地域開発事業については、長引く景気低迷により、造成地の処分が計画どおりに進捗していないものが多数見受けられ、将来の財政運営に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、抜本的な造成地等の利用計画、処分方法の見直しを行うとともに、区画の細分化や分割払い方式の導入などにより土地売却を促進する措置を引き続き講じられたいこと。

また、新規の事業計画の策定に当たっては、必要性、造成地等の需要の動向、採算性を十分に検討の上、慎重に対処されたいこと。

## 2 国民健康保険事業

国民健康保険事業については、その厳しい財政状況を踏まえ、次の事項に留意して、その財政の健全化に努められたい。

(1) 国保財政安定化支援事業（1,000億円）については、第一の2の(5)(15ページ参照)のとおり、引き続き所要の地方交付税置を講じることとしたこと。

また、国民健康保険広域化等支援基金の造成（国費 5 0 億円、都道府県費 5 0 億円）、保険基盤安定制度（保険者支援分）の継続（国費 4 6 0 億円、都道府県費 2 3 0 億円、市町村費 2 3 0 億円）、及び、拡充・法制度化された高額医療費共同事業（国費 4 8 1 億円、都道府県費 4 8 1 億円）に係る地方負担額についても、第一の 2 の(5)(15 ページ参照)のとおり、所要の地方交付税措置を講じることとしたこと。

さらに、引き続き保険基盤安定制度（保険料軽減分：国費 1 , 7 7 3 億円、都道府県費 8 8 7 億円、市町村費 8 8 7 億円）に係る地方負担額についても、所要の地方交付税措置を講じることとしたこと。

(2) 保険者である各市町村においては、医療費適正化対策の推進に努めるとともに、医療費支出の水準に応じた保険料（税）の合理的算定を行い、その収納率の向上を図る等収入・支出を通じてその運営の適正化に努められたいこと。

(3) 事業勘定に対する一般会計等からの繰出しは、保険基盤安定制度に係る経費、国民健康保険事務費、出産育児一時金に係る経費の一部、国保財政安定化支援事業に係る経費及び一般住民を対象とする保健事業に係る経費の一部を除き、その性質上行うべきものではないことにかんがみ、財政援助的な繰出しを行っている地方団体によっては、その是正に努められたいこと。

### 3 第三セクター及び地方公社

第三セクター及び地方公社の経営の適否が地方団体の財政に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、適切な運営に努められたい。

(1) 第三セクターに関しては、改定された「第三セクターに関する指針」（平成 1 5 年 1 2 月 1 2 日付け総務省自治財政局長通知）の趣旨を踏まえ、外部の専門家による監査を活用する等監査体制の強化を図ること、政策評価の視点も踏まえ、点検評価の充実、強化を図ることのほか、積極的かつ分かりやすい情報公開に努めるとともに、完全民営化を含めた既存団体の見直しを一層積極的に進められたいこと。さらに、経営状況が深刻であると判断される場合には、問題を先送りす

ることなく、経営悪化の原因を検証し、債権者等関係者とも十分協議しつつ、経営改善策の検討を行い、その上で、経営の改善が極めて困難と判断されるものについては、法的整理の実施等について検討されたいこと。この場合、地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約等に基づく負担を負うのが原則であり、過度の負担を負うことのないように留意されたいこと。

また、新たな第三セクターの設立に当たっては、事業の必要性、公共性、採算性等その意義及び行政関与の必要性について十分な検討を行うとともに、民間との競合関係にも留意の上、慎重に検討されたいこと。

なお、第三セクターの債務に係る損失補償契約等の債務負担行為の設定は、将来の財政運営への影響を考慮し、特に慎重に対処されたいこと。

さらに、地方公営企業に準じる第三セクターについては、これらの点に併せて「地方公営企業の経営基盤の強化について」の趣旨を踏まえ、経営健全化・効率化を推進されたいこと。

(2) 土地開発公社の運営に当たっては、「「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について（土地開発公社関係）」の改正について」（平成12年4月21日付け建設省建設経済局長・自治大臣官房総務審議官通知）等を踏まえ、次の点に留意されるとともに、土地開発公社の状況を踏まえつつ、その在り方について抜本的な検討を行われたいこと。

ア 新たな土地の取得については土地利用計画等を慎重に検討するとともに、土地開発公社が現に保有している土地については事業計画の見直し等を含めて処分の促進に努め、特に保有期間が長期にわたる土地については、処分を積極的に行うこと。また、「土地開発公社経営健全化対策」により、72市町村が経営健全化団体に指定され、経営健全化計画に基づいた取組が行われているところであるが、その他の地方団体についても、土地開発公社の経営の健全化は重要であることから、引き続き、より一層の経営の健全化に取り組まれたいこと。さらに、業務の運営に当たっては、土地取得手続の適正化、金利の低減や経営

状況に関する積極的な情報公開等に努められたいこと。

イ 地方団体が、土地開発公社の保有する公共公用施設用地を再取得することなく事業の用に供することや、再取得に要した費用を長期にわたり繰り延べることは、不適切な財政運営であることから、可及的速やかにその改善を図ること。

(3) 地方道路公社による有料道路の建設に当たっては、当該道路整備の緊急性、採算性等を十分検討し、事業を実施されたいこと。

また、供用中の有料道路のうち採算性が悪化しているものについては、経費の節減、料金の適正化等に努めるとともに、関連道路網の整備等利用の促進を図るための施策を積極的に講じられたいこと。

N T T無利子貸付金（Aタイプ）の貸付対象とされる有料道路事業（駐車場事業を含む。）については、開発利益の程度等についてあらかじめ十分な審査を行われたいこと。

平成16年度においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に沿って、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、当面の重要課題である人間力の向上・発揮(教育・文化、科学技術、IT)、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき平成16年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

- 1 地方税については、恒久的な減税を引き続き実施するとともに、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、所得譲与税の創設、個人住民税均等割の見直し、商業地等に係る固定資産税・都市計画税の条例減額制度の創設、課税自主権の拡大その他の所要の措置を講じることとする。
- 2 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。
  - (1) 恒久的な減税に伴う影響額及び平成15年度税制改正に伴う減収額以外の地方財源不足(以下「通常収支に係る財源不足」という。)の見込額12兆2,530億円については、次の措置を講じる。

平成16年度から平成18年度までの間においては、この間に予定されている交付税特別会計借入金の償還を平成22年度以降に繰り延べることとしたうえで、なお生ずる財源不足のうち建設地方債(財源対策債)の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補てん措置を講じる。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

これらの措置を「地方交付税法」第6条の3第2項の制度改正として講じ、所要の法改正を行うこととする。

なお、平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等2,981億円については法律の定めるところにより、平成17年度以降の地方交付税の総額に加算することとする。

これに基づき、交付税特別会計借入金の償還繰延べ後の平成16年度の通常収支に係る財源不足見込額10兆1,723億円については、次により完全に補てんする。

ア．地方交付税については、国の一般会計加算により4兆1,818億円(うち、地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額1,685億円、同条第4項の加算額11億円、同条第8項の加

算額1,246億円、臨時財政対策特例加算額3兆8,876億円)増額する。

イ．地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を4兆1,905億円発行する。

ウ．建設地方債(財源対策債)を1兆8,000億円増発する。

(2) 恒久的な減税に伴う地方財政への影響額3兆3,296億円については、次の措置を講じる。

恒久的な減税の実施による地方税の減収1兆7,991億円について、その3/4相当額を国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収措置(1,179億円)、法人税の地方交付税率の引上げによる増収措置(3,575億円)及び地方特例交付金(8,739億円)により、その1/4相当額を地方財政法第5条の特例となる地方債(減税補てん債、4,498億円)により完全に補てんする。

恒久的な減税の実施による地方交付税への影響額1兆5,305億円のうち、平成16年度に新たに発生する地方交付税の減収1兆4,271億円については、交付税特別会計借入金により措置し、その償還は国と地方が折半して負担することにより完全に補てんする。

また、平成11年度以降地方交付税への影響額の補てん対策として措置した交付税特別会計借入金に係る利子相当額のうち国負担分508億円は一般会計からの繰入れにより、地方負担分526億円は交付税特別会計借入金により措置する。

(3) 平成15年度税制改正に伴う平成16年度の地方税及び地方交付税の減収額6,479億円については、次の措置を講じる。

地方税の減収3,521億円については、減税補てん債の発行により完全に補てんする。

地方交付税の減収2,958億円については、交付税特別会計借入金により完全に補てんする。

(4) 上記の結果、平成16年度の地方交付税については、16兆8,861億円(前年度に比し6.5%減)を確保する。

3 三位一体の改革の一環として、次のとおり国庫補助負担金の一般財源化と、これに対応した税源移譲等の措置を講じることとする。

(1) 平成16年度に行われる児童保護費等負担金のうち公立保育所運営費分等の国庫補助負担金の一般財源化及び平成15年度に行われた国庫補助負担金の一般財源化に対応して所得譲与税を創設し、税源移譲する。

所得譲与税は、平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するまでの間の暫定措置として、所得税の一部を、用途を限定しない一般財源として地方へ譲与するものであり、人口により都道府県及び市町村(特別区を含む。)へ譲与する。

(2) 義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金のうち退職手当及び児童手当に係る部分については、暫定的に一般財源化を行うこととし、税源移譲予定特例交付金を設け、税源移譲までの各年度の退職手当等の支給に必要な額を確保することとし、人口を基準として都道府県に交付する。

4 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、極めて厳しい地方財政の状況の下で、その健全性の確保に留意しつつ、地方団体が個性豊かで活力ある地域社会の構築を目指して、それぞれの地域の特性を活かした魅力あふれる地域づくり、ITを活用した住民生活の向上と地域経済の活性化、地域資源の有効活用等による地域再生、災害等に強く安全な地域づくり等の当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうよう所要額を確保する。この結果、地方債計画の規模は17兆4,843億円(普通会計分14兆1,448億円、



公営企業会計等分3兆3,395億円)とする。

- 5 社会経済情勢の推移等に即応して使用料・手数料等の適正化を図る。
- 6 地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
  - (1) 投資的経費に係る地方単独事業費については、中期的に事業規模の計画的抑制を図ることとし、平成16年度においては、国の公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、前年度に比し9.5%減額することとする一方で、地域活性化事業、地域再生事業、合併特例事業及び防災対策事業などにより、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
  - (2) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、人間力の向上・発揮(教育・文化、科学技術、IT)、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、循環型社会の構築・地球環境問題への対応、少子・高齢化対策、市町村合併の推進等の分野に係る施策に財源の重点的配分を図る。
  - (3) 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安全を確保するための施策を推進する。
  - (4) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- 7 地方団体の公債費負担の軽減を図るため、普通会計における高利の公的資金に係る地方債等に対する特別交付税措置及び一定の公営企業金融公庫資金の借換え措置を講じることとする。
- 8 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- 9 地方行財政運営の合理化を図ることとし、一般職の定員削減を行う等定員管理の合理化を図るとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

(平成 16 年 2 月 6 日閣議決定)

## 地方財政計画歳入歳出一覧

## (1) 歳入歳出総括表

(単位：億円、%)

区 分	平成16年度 (A)	平成15年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)	平成15年度 増 減 率
(歳入)					
地 方 税	323,231	321,725	1,506	0.5	6.1
地 方 譲 与 税	11,452	6,939	4,513	65.0	11.2
地 方 特 例 交 付 金	11,048	10,062	986	9.8	11.4
地 方 交 付 税	168,861	180,693	11,832	6.5	7.5
国 庫 支 出 金	121,238	122,600	1,362	1.1	3.6
地 方 債	141,448	150,718	9,270	6.2	19.2
使用料及び手数料	16,420	16,386	34	0.2	1.3
雑 収 入	52,971	52,984	13	0.0	0.9
計	846,669	862,107	15,438	1.8	1.5
(歳出)					
給 与 関 係 経 費	229,990	234,383	4,393	1.9	1.1
一 般 行 政 経 費	218,833	210,263	8,570	4.1	1.1
補 助	101,183	98,414	2,769	2.8	2.7
単 独 (通常分)	111,475	111,849	374	0.3	0.3
単 独 (平成16年度一般財源化分)	6,175	-	6,175	皆増	-
公 債 費	136,779	137,673	894	0.6	2.5
維 持 補 修 費	9,987	10,068	81	0.8	0.6
投 資 的 経 費	213,283	232,868	19,585	8.4	5.3
補 助	78,583	84,068	5,485	6.5	5.0
単 独	134,700	148,800	14,100	9.5	5.5
公 営 企 業 繰 出 金	30,797	32,052	1,255	3.9	0.4
企業債償還費普通会計負担分	21,841	22,433	592	2.6	1.8
そ の 他	8,956	9,619	663	6.9	5.2
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	7,000	4,800	2,200	45.8	40.0
計	846,669	862,107	15,438	1.8	1.5
地 方 一 般 歳 出 (公債費、企業債償還費普通会計負担分、 不交付団体水準超経費を除く)	681,049	697,201	16,152	2.3	2.0

## (2) 歳入歳出構成比

(単位：%)

歳 入	平 成 16年度	平 成 15年度	差 引	歳 出	平 成 16年度	平 成 15年度	差 引
地 方 税	38.2	37.3	0.9	給 与 関 係 経 費	27.2	27.2	0.0
地 方 譲 与 税	1.4	0.8	0.6	一 般 行 政 経 費	25.8	24.4	1.4
地 方 特 例 交 付 金	1.3	1.2	0.1	公 債 費	16.2	16.0	0.2
地 方 交 付 税	19.9	21.0	1.1	維 持 補 修 費	1.2	1.2	0.0
国 庫 支 出 金	14.3	14.2	0.1	投 資 的 経 費	25.2	27.0	1.8
地 方 債	16.7	17.5	0.8	公 営 企 業 繰 出 金	3.6	3.7	0.1
使用料及び手数料	1.9	1.9	0.0	不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	0.8	0.5	0.3
雑 収 入	6.3	6.1	0.2				
計	100.0	100.0		計	100.0	100.0	

項 目	平成16年度 計画額 (A)	平成15年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一 般 会 計 債				
1 一 般 公 共 事 業	21,066	22,346	1,280	5.7
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	2,286	2,509	223	8.9
3 災 害 復 旧 事 業	285	303	18	5.9
4 義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	2,112	2,237	125	5.6
5 社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業	520	565	45	8.0
6 一 般 廃 棄 物 処 理 事 業	3,667	4,505	838	18.6
7 一 般 単 独 事 業	54,987	45,775	9,212	20.1
(1) 一 般 事 業	13,420	14,828	1,408	9.5
(2) 地 域 活 性 化 事 業	5,317	4,317	1,000	23.2
(3) 合 併 特 例 事 業	5,500	2,000	3,500	175.0
(4) 防 災 対 策 事 業	1,595	1,095	500	45.7
(5) 自 然 災 害 防 止 事 業	636	670	34	5.1
(6) 臨 時 地 方 道 整 備 事 業	12,790	13,537	747	5.5
(7) 臨 時 河 川 等 整 備 事 業	882	1,191	309	25.9
(8) 臨 時 高 等 学 校 整 備 事 業	793	860	67	7.8
(9) 地 域 総 合 整 備 資 金 貸 付 事 業	600	600	0	0.0
(10) 旧 地 域 総 合 整 備 事 業 (継 続 事 業 分)	5,454	6,677	1,223	18.3
(11) 地 域 再 生 事 業	8,000	0	8,000	皆 増
8 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	3,525	3,750	225	6.0
(1) 辺 地 対 策 事 業	580	620	40	6.5
(2) 過 疎 対 策 事 業	2,945	3,130	185	5.9
9 首 都 圏 等 整 備 事 業	249	257	8	3.1
10 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	700	700	0	0.0
計	89,397	82,947	6,450	7.8
二 公 営 企 業 債				
1 水 道 事 業	5,733	6,013	280	4.7
2 工 業 用 水 道 事 業	296	259	37	14.3
3 都 市 高 速 鉄 道 事 業	3,738	3,592	146	4.1
(1) 一 般 分	3,380	3,213	167	5.2
(2) 特 別 分	358	379	21	5.5
4 一 般 交 通 事 業	283	191	92	48.2
5 電 気 事 業 ・ 力 入 事 業	103	129	26	20.2
6 港 湾 整 備 事 業	604	734	130	17.7
7 病 院 事 業	3,656	3,731	75	2.0
8 介 護 サ ー ビ ス 施 設 整 備 事 業	213	190	23	12.1
9 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	198	244	46	18.9
10 地 域 開 発 事 業	3,667	3,716	49	1.3
11 下 水 道 事 業	15,298	16,046	748	4.7
(1) 一 般 分	15,262	15,976	714	4.5
(2) 特 別 分	36	70	34	48.6
12 有 料 道 路 事 業 ・ 駐 車 場 整 備 事 業	29	61	32	52.5
13 観 光 そ の 他 事 業	226	240	14	5.8
14 公 有 林 整 備 事 業 ・ 草 地 開 発 事 業	( 219 )	( 229 )	( 10 )	( 4.4 )
計	34,044	35,146	1,102	3.1
合 計	123,441	118,093	5,348	4.5

(単位：億円、%)

項 目		平成16年度 計画額 (A)	平成15年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三公営企業借換債		1,100	700	400	57.1
四特別転貸債		378	412	34	8.3
五減税補てん債		8,019	6,944	1,075	15.5
六臨時財政対策債		41,905	58,696	16,791	28.6
総 計		( 219 ) 174,843	( 229 ) 184,845	( 10 ) 10,002	( 4.4 ) 5.4
内 訳	普通会計分	141,448	150,718	9,270	6.2
	公営企業会計等分	33,395	34,127	732	2.1
(資金区分)					
政 府 資 金		56,000	76,900	20,900	27.2
財 政 融 資 資 金		37,000	50,700	13,700	27.0
郵 政 公 社 資 金		19,000	26,200	7,200	27.5
〔郵便貯金資金〕		〔 7,000 〕	〔 10,000 〕	〔 3,000 〕	〔 30.0 〕
〔簡易生命保険資金〕		〔 12,000 〕	〔 16,200 〕	〔 4,200 〕	〔 25.9 〕
公 営 公 庫 資 金		16,140	17,800	1,660	9.3
民 間 等 資 金		102,703	90,145	12,558	13.9
市 場 公 募		31,600	24,000	7,600	31.7
銀 行 等 引 受		71,103	66,145	4,958	7.5

(備 考)

- 1 上水道事業及び簡易水道事業は、水道事業に統合している。
- 2 公有林整備事業・草地開発事業の( )書は、公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫から委託を受けて融資するものであって外書である。

## 別紙 4

## 平成 16 年度国庫補助負担金の一般財源化

## 【恒久措置分】

省 庁 名	項 目	影響額 (億円)
総 務 省	1 公営地下高速鉄道事業助成金	1 1
	2 明るい選挙推進費交付金	3
	3 消防防災設備整備費補助金 (うち防災無線及び高機能情報通信対応防災無線(公共施設付帯部分)、降雨情報等収集分析装置)	1
外 務 省	政府開発援助海外技術協力推進地方公共団体補助金	6
文部科学省	1 教員研修事業費等補助金 (うち初任者研修の非常勤講師配置事業等)	3 9
	2 地域・家庭教育力活性化推進事業費補助金 (うち人権教育促進事業、学習拠点施設情報化等推進事業)	2 0
	3 情報教育等設備整備費補助金	7
厚生労働省	1 児童保護費等負担金(うち公立保育所運営費)	1, 6 6 1
	2 介護保険事務費交付金	3 0 5
	3 軽費老人ホーム事務費補助金	1 6 7
	4 市町村事務取扱交付金(児童手当)	8 7
	5 在宅福祉事業費補助金(うち生きがい活動支援通所事業)	5 0
	6 事務取扱交付金(児童扶養手当)	2 2
	7 療養給付費等負担金(うち事務費負担金)	1 2
	8 医療施設運営費等補助金 (うち在宅当番・救急医療情報提供実施費等)	9
	9 医療関係者養成確保対策費等補助金 (うち看護師等修学資金貸与費(公立分))	6
	10 疾病予防対策事業費等補助金 (うち精神保健対策費、地域保健医療協議会等経費)	3
農林水産省	1 植物防疫事業交付金(うち職員設置費)	6
	2 漁業調整委員会等交付金(うち職員設置費)	2
経済産業省	地域再生産業集積対策事業費補助金	2
国土交通省	土地利用規制等対策費交付金	2 0
合 計		2, 4 4 0

注 1 . 端数処理の結果、単純合計と合計欄の数値とは一致しない。

2 . …配偶者特別控除(上乘せ分)の廃止に伴う増収により対応。

【暫定措置分】

省庁名	項 目	影響額 (億円)
文部科学省	1 義務教育費国庫負担金 (うち退職手当及び児童手当)	2,201
	2 公立養護学校教育費国庫負担金 (うち退職手当及び児童手当)	108
合 計		2,309

一般財源化影響額 計	4,749億円
------------	---------

## 「三位一体の改革」の基本的方向と平成16年度における姿

### 1 「三位一体の改革」の基本的方向

「三位一体の改革」については、「基本方針2003」に基づき、「改革と展望」の期間である平成18年度までに、次のように取り組むこととしている。

#### (1) 国庫補助負担金の改革

「国庫補助負担金等整理合理化方針」に掲げる措置及びスケジュールに基づき、国庫補助負担金全体について、広範な検討をさらに進め、概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行うこととしていること。その際、公共事業関係の国庫補助負担金についても改革の対象としていること。

#### (2) 税源移譲

廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、基幹税の充実を基本に税源移譲を行うこととしていること。税源移譲に当たっては、個別事業の見直し・精査を行い、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を、その他の補助金については、その性格等を勘案しつつ8割程度を目安として移譲することとしていること。

#### (3) 地方交付税の見直し

地方交付税の改革については、国の歳出の徹底的な見直しと歩調を合わせつつ、以下のような措置等により、地方財政計画の歳出を徹底的に見直し、交付税総額を抑制することとしていること。

- ・ 国庫補助負担金の廃止・縮減による補助事業の抑制
- ・ 地方財政計画計上人員を4万人以上純減
- ・ 投資的経費（単独）を平成2～3年度の水準を目安に抑制
- ・ 一般行政経費等（単独）を現在の水準以下に抑制

また、地方交付税の算定の改革については、地方団体の自主的、自立的、効率的な財政運営を促す方向で、以下の措置を講じることとしていること。

##### ア 算定の大幅な簡素化・中立化

- ・ 都道府県分の補正係数については3年間で概ね半減することを目標に年次的に削減することとしていること。
- ・ 都道府県分の公共事業等に係る事業費補正については、災害・特定地域対策、財源対策、事業の偏在が著しいものを除き、原則廃止することとし、段階的に見直す

こととしていること。

- ・ 市町村分についても、都道府県分の実施状況を見ながら、段階的に見直すこととしていること。
- イ 効率的な行政運営を前提とした算定
- ・ 市町村分の段階補正の見直しについては、現在行っている見直し（平成14年度～16年度）に加え、平成17年度から効率的な運営を前提とした更なる見直しをすることとしていること。
  - ・ 単位費用の算定に当たり、アウトソーシングによる効率化が可能なものについては、そのアウトソーシング後の経費を算定の基礎としてきたところであるが、さらに今後計画的に、これを実施していくこととしていること。

なお、三位一体改革全体を進めていく中で、不交付団体（市町村）の人口の割合を大幅に高めていくこととしている。

## 2 平成16年度における「三位一体の改革」の姿

平成16年度においては、「1」の基本的方向に沿って、総額1兆300億円程度の国庫補助負担金の廃止・縮減等を行うこととし、そのうちその対象事業を引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについて、所得譲与税や税源移譲予定特例交付金の創設による税源移譲等を行うこととされている。また、地方交付税についても、「基本方針2003」に沿った見直しを行うこととしており、これらの改革の内容をまとめると次のとおりとなっている。

### （1）国庫補助負担金の改革 1兆300億円程度

公共事業関係の国庫補助負担金の廃止・縮減等	4,527億円
（「まちづくり交付金」に振り替えられた1,330億円を含む）	
児童保護費等負担金（公立保育所運営費）等の一般財源化	2,440億円
義務教育費国庫補助負担金等（退職手当・児童手当）の暫定的一般財源化	2,309億円
その他国庫補助負担金の廃止・縮減等	1,000億円程度

### （2）税源移譲等 6,558億円

所得譲与税 4,249億円

平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することとしたことを踏まえ、以下の国庫補助負担金の一般財源化に対応して、暫定的に所得譲与税を創設。



ア 平成16年度に一般財源化される児童保護費等負担金（公立保育所運営費）等分  
2,198億円

イ 平成15年度に三位一体の改革の「芽出し」として行われた一般財源化分  
（義務教育費国庫負担金（共済費長期給付負担金等）等分）  
2,051億円

税源移譲予定特例交付金  
2,309億円

暫定的に一般財源化される義務教育費国庫負担金等（退職手当・児童手当）については、税源移譲予定特例交付金を設け、税源移譲までの各年度の退職手当等の支給に必要な額を確保。

### （3）地方交付税

「基本方針2003」に沿って、次のように地方財政計画の歳出の抑制を行うこととし（前年度比1.8%減）、地方交付税の総額を抑制（前年度比6.5%減の1兆8,861億円、これに臨時財政対策債の発行可能額を加えた額は前年度比12.0%減の2兆766億円）。

ア 地方財政計画計上人員について、教員、警察官等の増員を盛り込んだ上で、全体として10,980人を純減。

イ 一般行政経費（単独）について、市町村合併の推進のための経費、治安維持に要する経費を織り込んだ上で、自助努力による効率的な行財政運営を前提に前年度に比し0.3%減の1兆1,475億円に抑制（平成16年度の国庫補助負担金の一般財源化に伴う振替計上分6,175億円を除く。）。

ウ 投資的経費（単独）については、景気対策のための大幅な追加が行われる以前の水準を目安に抑制することとし、前年度に比し9.5%減の1兆3,700億円を計上。

地方交付税の算定の改革については、以下の措置を講じることとしていること。

ア 都道府県分の補正係数については、高等学校費（生徒数）、特殊教育諸学校費（児童及び生徒の数・学級数）の種別補正、徴税費の密度補正などを廃止。

イ 都道府県分の公共事業等に係る事業費補正については、臨時河川等整備事業債（一般分）について、平成16年度許可債から事業費補正の適用を廃止（継続事業については、平成17年度実施分まで経過措置を講じる）。

ウ 平成14年度より実施している市町村分の段階補正の見直しを引き続き継続。

エ 単位費用の算定に当たり、ごみ収集等についてアウトソーシング後の経費を算定の基礎（段階的に見直し）。

## 別紙6

## 平成16年度地方交付税総額算定基礎

(単位:百万円、%)

区 分	平成16年度 当初予算額 A	平成15年度			増減額		増減率		
		当初予算額 B	補正額 C	補正後 B+C D	A-B E	A-D F	E/B (%)	F/D (%)	
国 税	所得税(A)	13,778,000	13,810,000	-	13,810,000	-32,000	-32,000	-0.2	-0.2
	酒 税(B)	1,588,000	1,733,000	-	1,733,000	-145,000	-145,000	-8.4	-8.4
	二 税 計(ア)	15,366,000	15,543,000	0	15,543,000	-177,000	-177,000	-1.1	-1.1
	法人税(イ)	9,407,000	9,114,000	-	9,114,000	293,000	293,000	3.2	3.2
	消費税(ウ)	9,563,000	9,489,000	-	9,489,000	74,000	74,000	0.8	0.8
	たばこ税(エ)	898,000	917,000	-	917,000	-19,000	-19,000	-2.1	-2.1
	一 般 会 計	(ア)×32%	4,917,120	4,973,760	-	4,973,760	-56,640	-56,640	-1.1
(イ)×35.8%		3,367,706	3,262,812	-	3,262,812	104,894	104,894	3.2	3.2
(ウ)×29.5%		2,821,085	2,799,255	-	2,799,255	21,830	21,830	0.8	0.8
(エ)×25%		224,500	229,250	-	229,250	-4,750	-4,750	-2.1	-2.1
小 計		11,330,411	11,265,077	0	11,265,077	65,334	65,334	0.6	0.6
平成14年度精算分		-87,361	-563,945	-	-563,945	476,584	476,584	-84.5	-84.5
過年度精算分		-87,000	-87,000	-	-87,000	0	0	0.0	0.0
小 計(法定五税分)		11,156,050	10,614,132	0	10,614,132	541,918	541,918	5.1	5.1
法附則第4条の2第2項、第3項及び第4項に基づく加算額		220,400	210,800	-	210,800	9,600	9,600	4.6	4.6
法附則第4条の2第5項、第6項及び第7項に基づく加算額		-	-	-	-	-	-	-	-
法附則第4条の2第8項に基づく加算額	124,600	3,700	-	3,700	120,900	120,900	3267.6	3267.6	
配当所得課税関係特例加算額	-	22,400	-	22,400	-22,400	-22,400	皆減	皆減	
臨時財政対策特例加算額	3,887,600	5,541,600	-	5,541,600	-1,654,000	-1,654,000	-29.8	-29.8	
<b>計 (一般会計繰入れ)</b>	<b>15,388,650</b>	<b>16,392,632</b>	<b>0</b>	<b>16,392,632</b>	<b>-1,003,982</b>	<b>-1,003,982</b>	<b>-6.1</b>	<b>-6.1</b>	
特 別 会 計	返 還 金	61	10	-	10	51	51	509.4	509.4
	特別会計借入金	1,775,497	1,951,528	-	1,951,528	-176,031	-176,031	-9.0	-9.0
	借入金償還額	-79,875	-79,875	-	-79,875	0	0	0.0	0.0
	借入金等利子充当分	-638,200	-615,000	-	-615,000	-23,200	-23,200	3.8	3.8
	剰余金の活用	440,000	420,000	-	420,000	20,000	20,000	4.8	4.8
	<b>計</b>	<b>16,886,133</b>	<b>18,069,295</b>	<b>0</b>	<b>18,069,295</b>	<b>-1,183,163</b>	<b>-1,183,163</b>	<b>-6.5</b>	<b>-6.5</b>
<b>地方交付税総額</b>	<b>16,886,133</b>	<b>18,069,295</b>	<b>0</b>	<b>18,069,295</b>	<b>-1,183,163</b>	<b>-1,183,163</b>	<b>-6.5</b>	<b>-6.5</b>	

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。